



マスターズ水泳
競泳競技規則
競技会（競泳）規則
競技役員（競泳）の手引

2026年版

一般社団法人日本マスターズ水泳協会

目 次

競泳競技規則

	総則.....	9
第 1 条	競技会の運営.....	9
第 2 条	競技役員.....	10
第 3 条	競技の組み合わせ.....	13
第 4 条	出発.....	13
第 5 条	自由形.....	14
第 6 条	背泳ぎ.....	14
第 7 条	平泳ぎ.....	15
第 8 条	バタフライ.....	15
第 9 条	メドレー競技.....	16
第 10 条	競技.....	16
第 11 条	計時.....	17
第 12 条	年齢区分.....	18
第 13 条	記録.....	18
第 14 条	全自動装置.....	19
第 15 条	水着等.....	19
第 16 条	抗議.....	20
第 17 条	その他.....	20
	附則.....	21

競技会（競泳）規則

	総則.....	25
第 1 条	競技会の種類.....	25
第 2 条	競技会の開催要件.....	25
第 3 条	競技会の名称制限.....	26
第 4 条	競技会の参加資格.....	26
第 5 条	年齢区分.....	27
第 6 条	記録.....	27
第 7 条	競技規則.....	28
第 8 条	スポーツマンシップ.....	28
第 9 条	違反競技者に対する処分.....	29
第 10 条	処分の内容.....	29
第 11 条	改廃.....	29
	附則.....	29

競技役員（競泳）の手引

はじめに	33
1. 登録	
(1) 有効期間	34
(2) チーム登録.....	34
(3) 個人競技者登録	34
(4) 注意事項	34
2. 競技会の種類および公表	
(1) 公式競技会	35
(2) 公認競技会.....	35
(3) 公認記録会.....	35
(4) 国際競技会.....	35
(5) 競技会の公表	35
3. 競技会の参加	
(1) 参加資格	36
(2) 申し込み	36
(3) 競技会当日のチーム責任者の役割	36
(4) 参加の心得.....	37
(5) 注意事項	37
4. 競技会の主催	
(1) 公認申請	38
(2) 年齢区分	38
(3) 公認種目	38
(4) 実行委員会.....	38
(5) 大会総務	39
(6) 大会役員	39
(7) 競技役員	39
(8) 計時装置	40
(9) 施設.....	40
(10) 競技会開催要項・二次要項	40
(11) 報告.....	40
5. 競技会の運営	
(1) プログラム作成.....	41
(2) 競技方法	41
(3) 計時装置	43
(4) 注意事項	43

6.	競技役員	
	(1) 競技役員的心得	45
	(2) 競技役員の仕事	
	① 実行委員長（役員長）	46
	② 競技進行	46
	③ 審判長	47
	④ 機械審判	52
	⑤ 出発合図員	53
	⑥ 招集員	54
	⑦ 折返監察員	56
	⑧ 泳法審判員	60
	⑨ 計時員	62
	⑩ 記録員	64
	⑪ 機械操作	66
	⑫ コンピュータ操作	69
	⑬ 速報	70
	⑭ 通告員	71
	⑮ リゾリューションデスク	81
	⑯ 場内司令（会場係）	82
	⑰ 報道担当	82
	⑱ 救護	83
	⑲ 競技会における監視救護	85
	⑳ その他の係	86
7.	競技規則の要点	87
8.	記録	
	(1) 記録の公認	88
	(2) 新記録の公認	88
9.	抗議	89
10.	出場申告	90
	<資料>	
	書式① 審判用紙	91
	書式② 失格理由一覧表	92
	書式③ 抗議書	93
	書式④ 出場申告用紙	94

競泳競技規則

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 競泳競技規則

総 則

本規則は、世界水泳連盟（World Aquatics）競技会規定（WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION）の I・II および VIII（下記参照）（以下「World Aquatics 規則」という）にのっとり制定した。一般社団法人日本マスターズ水泳協会（JMSA：Japan Masters Swimming Association、以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

なお本規則条項文の末尾記載の（ ）書きは、本協会競泳競技規則制定の根拠とした World Aquatics 規則の条項である。

- I. Rules Applicable to all Aquatics Disciplines（全水泳競技共通規則）
- II. Swimming Rules（競泳競技規則）
- VIII. Masters Rules（マスターズ規則）
 - 1. GENERAL（総則）
 - 2. MASTERS GENERAL RULES（マスターズ一般規則）
 - 3. MASTERS SWIMMING RULES（マスターズ競泳競技規則）

第 1 条 競技会の運営

- 1 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、公益財団法人日本水泳連盟の競泳競技公認審判員によって構成され、そのうち審判長は A 級または B 級審判員でなければならない。
- 2 本協会または競技会の主管団体から指名された大会総務または実行委員会は、審判長およびその他の競技役員に対して、本規則に規定されていること以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与える。
- 3 競技会の主催者は、必要十分な競技役員を指名し、競技会の公平性、完全性、安全性を確保しなければならない。
- 4 公式・公認競技会においては、本協会によって認められた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。
- 5 全自動装置を使用できない競技会においては、可能な限り、1 レーンに最低 1 名の計時員、ストップウォッチの不具合に備えて 1 レーン 1 名の補助計時員を置く。各レーン 3 名の計時員を置くことが望ましい。
- 6 競技中に世界記録への挑戦コールを希望する競技者（またはチーム）は、大会総務または実行委員会が指定した時間までに申請をしなければならない。
- 7 競技会で使用するプールと競技関連設備は、大会総務または実行委員会によって検査され、承認されなければならない。

- 8 実行委員会は、競技に際して、選手が遵守すべき入場方法・心構えを、招集所を出るまでに明確にしなければならない。

第2条 競技役員

1 審判長

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。本協会の競泳競技規則（以下「競技規則」という）と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また規則にない事項についての最終決定を下す。
- (2) 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても競技に介入することができる。競技に関する全ての抗議に裁定を下す。
- (3) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不適當と思われる者の交代を命ずることができる。
- (4) 競技の開始は、
 - ① 全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせてスタート台に誘導し、次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。また、プールデッキからスタートする競技者には、プールデッキ前端に出させる。水中からスタートする競技者には、プールに入り速やかにスタートの姿勢をとるよう指示をする。
 - ② 背泳ぎ（メドレーリレーを含む）では、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。
 - ③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。
- (5) 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。
- (6) 審判長自身が監察した違反、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分の決定は審判長が行う。
- (7) 違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目・レーンナンバー・違反の内容を記述し、審判用紙を完成する。
- (8) リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、第14条1項に従う。

2 機械審判

- (1) 全自動装置・半自動装置の操作を監督する。
- (2) コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。
- (3) 引き継ぎ記録を確認し、引き継ぎ違反を審判長に報告する。
- (4) 機械審判は
 - ・ 競技者の棄権を管理する

- ・公式様式に結果を記入する
- ・樹立された全ての結果を一覧にする
- ・必要あれば得点を管理する

3 出発合図員

- (1) 審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に統括する。出発の手順は第4条による。
- (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせるなど、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。
- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを決定する。
- (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。
- (5) 出発合図員は、その権限の範囲内で認められたいかなる違反も審判長に報告しなければならない。

4 招集員

- (1) 競技に先立ち、競技者を集合させる。
- (2) 以下の場合に審判長に報告しなければならない。
 - ・競技者に水着等の規則に違反があった場合
 - ・点呼の際に競技者が不在の場合

5 折返監察主任

- (1) 折返監察員が競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。

6 折返監察員

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置し、泳者がスタート後、折り返しの間、ゴールの際に規則に従っているかを確認する。
- (2) スタート側の折返監察員は、自由形・背泳ぎ・バタフライでは選手がスタートしてから最初の一かきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了まで監察する。
- (3) ターンの際、泳者の体の一部が壁に着く前の一かきから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了までを監察する。
- (4) ゴールタッチの際、ゴールタッチの前の最後の一かきの開始からゴールタッチまで監察する。
- (5) バックストロークレヅを使用する場合は、設置・取り外しを行う。設置したら、レベルを0にしなければならない。
- (6) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側または折り返し側の折返監察員は、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。スタート側の折返監察員は、800mの途中、400mにおいて泳者に「400」、1500mの途中、500m、1000mにおいて「500」、「1000」と伝える。
- (7) 400m自由形、800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5m前に泳者が達したときから、折り返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は振鈴によって行う。
- (8) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継

ぎ判定装置を使用する場合は、第 14 条 1 項に従う。

(9) 競技が終了した泳者に対し、審判長の指示があった場合、退水の指示を行う。

(10) 折返監察員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。

7 泳法審判員

(1) プールの両側に位置する。

(2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。

(3) 泳法審判員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。

8 計時主任

(1) 計時員に、位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任務を指示する。

全自動装置が使用できないときは 2 名の補助計時員を配置する。ストップウォッチを用いる場合は、時間と順位は計測された時間で決定する。

(2) 1 レーンに 1 名の計時員を配置するときは、ストップウォッチの不具合に備えて、補助計時員を割り振らなければならない。計時主任は、常に各競技の 1 位の選手の記録を記録しなければならない。

(3) 各レーンの計時員から計時用紙を集め、必要あればストップウォッチを点検する。

(4) 提出された計時用紙に書かれた各レーンの公式時間を記録し、検査をする。

9 計時員

(1) 第 11 条 3 項に従って時間を計測する。

(2) 出発の合図でストップウォッチを始動し、泳者がゴールしたときにストップウォッチを止める。また、計時主任から指示があれば、200m 以上の競技における途中時間を記録する。

(3) 競技終了後、結果を速やかに計時用紙に書き留め、計時主任に提出する。求められたときはストップウォッチを提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時にストップウォッチを戻す。

10 記録主任

(1) コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間を確認し、審判長と連署する。

(2) 当日組み分け（以下「デッキシーディング」という）を行う場合、出場確認に基づき組み合わせを作成し、公表する。

11 記録員

(1) 競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。

12 ビデオ審判主任

(1) ビデオ審判員が、競技中、担当の場所で義務を果たしているか監督しなければならない。

(2) ビデオ審判員から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。

(3) 審判長から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。

(4) ビデオ審判によって確認できた違反を審判長に報告しなければならない。

13 ビデオ審判員

(1) 泳法規則が遵守されているか確認し、折り返しとゴールタッチを監察する。

(2) 監察された違反をビデオ審判主任に報告しなければならない。違反が確定したら審判用紙に記入する。

14 競技役員判断

(1) 競技規則に特に規定がない場合は、それぞれに判断をしなければならない。

(2) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。

15 通告員

(1) 放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。

(2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

16 機械操作

(1) 装置が正常に機能するように管理し、装置が記録した結果を機械審判を経て審判長に報告する。

(2) リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判を経て審判長に報告する。

第3条 競技の組み合わせ

1 デッキシーディングを除き、全ての競技の組み分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分ではエントリタイム（以下「記録」という）の遅い者（またはチーム）から事前に行われる。競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組み分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うことができる。

2 競技者（またはチーム）が一人（または一チーム）だけで泳ぐことを防ぎ、かつ競技レーンを満たすために、年齢区分と性別は組み合わせることができる。（VIII.3.3.1）

3 何らかの理由で、記録の不明な者（またはチーム）は、記録なしとしてリストの最後に置かれる。

4 レーンの割り振りは以下のようにする。

(1) 50m プールにおける 50m 競技および 25m プールにおける 25m 競技を除き、レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第 1 レーンとする。ただし、10 レーンを使用する場合は第 0 レーンとすることができる。

(2) 最も良い記録の者（またはチーム）を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6 レーンのプールでは第 3 レーンに、8 レーンのプールでは第 4 レーンに、10 レーンのプールでは第 5 レーン（第 0 レーンを使用する場合は第 4 レーン）に配置し、2 番目に良い記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。

(3) 記録が同じ場合は、レーンの配置優先順位を、抽選で決定する。

5 50m プールにおける 50m 種目および 25m プールにおける 25m 種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側から行ってもよい。

第4条 出 発

1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは、スタート台・プールデッキおよび水中のいずれからでも行える。（VIII.3.3.2）

- (1) 審判長の長いホイッスルにより、スタート台からスタートする競技者はスタート台上がり、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛ける。プールデッキからスタートする競技者はプールデッキ前縁に出て、同様に足の指を掛ける。水中からスタートする競技者は速やかにプールに入り、少なくとも一方の手でスターティンググリップを持ち両足をプールの壁に付ける。
 - (2) 出発合図員の号令（take your marks）によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。その際、スタート台・プールデッキからスタートする競技者の両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。
 - (1) 審判長の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
 - (3) 出発合図員の号令の後、全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
 - 3 出発合図の前にスタートの動作を開始した競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、スタート違反した競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に失格が明らかになった場合は、出発の合図はせず、他の競技者を元の位置に戻し、再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル（背泳ぎの場合は2回目の長いホイッスル）から出発の手順を繰り返す。

第5条 自由形

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。
- 2 折り返し、ゴールタッチの際は、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。
- 3 競技中は泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没してもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。

第6条 背泳ぎ

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない（プールの縁・タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッジを使用する場合は、両足共、少なくとも一本の指はタッチ板に接していないなければならない。
- 2 折り返し動作中を除き、競技中は常におおむけの姿勢で泳がなければならない。おおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し90度未満であることをいう。
- 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。ゴール直前、頭の一部が5mのマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に体が完全に水没してもよい。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。

- 4 折り返しを行っている間に、体の一部が壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよい。その後、ターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れたときには、おおむけの姿勢に戻っていなければならない。
- 5 ゴールタッチの際、泳者はおおむけの姿勢で壁に触れなければならない。

第7条 平泳ぎ

- 1 スタート後、折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライの蹴りが1回許される。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ていなければならない。
- 2 スタート後と折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に行われなければならない、交互に動かしてはならない。
- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中、ゴールの際の最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。
- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時でなければならない、交互に動かしてはならない。
- 5 両足は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライの蹴りは第7条1項を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライの蹴りとならない限り許される。
- 6 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。折り返し前、ゴールタッチの際は、足の蹴りに続かない腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

第8条 バタフライ

- 1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。
- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へ運び、水面の上を同時に前方に運ばなければならない。
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。一かきに一回の平泳ぎの足の蹴りは許される。折り返しおよびゴールタッチの直前は、一かきを行わずに一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。また、スタートおよび折り返し後の一かき目の前も、一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。

(Ⅷ.3.3.7)

- 4 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。
- 5 泳者はスタート後、折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回の蹴りと後方への一かきが許される。スタート後、折り返し後は、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。また、次の折り返し、ゴールまで、体は水面上に出ているなければならない。

第9条 メドレー競技

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) バタフライ (2) 背泳ぎ (3) 平泳ぎ (4) 自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。自由形の際に壁から足が離れたときはおおむねの状態であってもよいが、うつぶせの状態になるまでは、バタフライの蹴りも含めていかなる足の蹴りも行ってはならない。
- 2 自由形では、折り返しの際を除いて、うつぶせでなければならない。足の蹴りや手のかきを始める前に、体はうつぶせにならなければならない。
- 3 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
- 4 それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。

第10条 競 技

- 1 競技は、全てタイムレース決勝とする。(Ⅷ.3.3.3)
- 2 全ての個人競技は、男女別に行わなければならない。
- 3 競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。関連する競技規則に従って全距離を完泳しない選手は失格となる。
- 4 競技規則第1条8項に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。
- 5 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。
- 6 競技者は折り返しの際、各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならない。歩いたり、プールの底を蹴ったりすることは許されない。
- 7 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。
- 8 競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- 9 泳者は、他の泳者が競技中であっても審判長に退水を指示されるまでは、自レーンの中にとどまってもよい。(Ⅷ.3.3.4) 退水の際に、他の泳者が競技中であっても審判長の指示があった場合、他のレーンを横断することができる。ただし、指示に従わず他の泳者を妨害した場合は、失格となる。また、その他の妨害行為をした場合も失格となる。その違反が故意と

認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および違反した競技者の所属する団体に報告する。

- 10 実行委員会の決定により、400m、800mおよび1500m自由形は、各々に個別の計時装置を使用できることを条件に、同性に限り2名の競技者を同一レーンで競技させることができるが、事前に公表すること。(VIII.3.3.5)
- 11 競技に参加していない競技者が、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技会における以後の出場資格を失う。
- 12 リレーチームは同じチームに登録された4人の競技者で構成されなければならない。(VIII.3.4.1)
- 13 混合リレー競技は男女各2名で構成され、その順序について制限はない。(VIII.3.4.2)
- 14 フリーリレーの泳ぎ方は、いかなるものであっても差し支えないが、第5条自由形2項および3項の規則が適用される。
- 15 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。プールデッキから走って飛び込むことは許されない。
- 16 泳いでいないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者が競技を終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる。
- 17 リレー競技に出場できる競技者は、その競技会に同一チームから個人競技の申し込みをしている競技者、または主管団体が公表した競技会の出場登録を完了した競技者に限られる。
- 18 リレーオーダーは競技前に提出しなければならない。リレーチームのメンバーは1つの競技に1回のみ参加できる。提出されたリレーオーダーどおりに泳がなかったリレーチームは失格となる。交代は、主管団体が公表している条件の中で行うことができる。
- 19 競技者が他の競技者の行為によって不利益を被った場合、審判長はその競技者を、次以降の組に出場させ、最終組のときは競技のやり直しを命じることができる。
- 20 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。

第11条 計 時

- 1 全自動装置は、担当競技役員の監督下であり、計測された時間は、順位ならびに、各レーンの時間を決定するのに用いられ、計時員が計測した時間よりも優先される。故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。全ての計時装置が計測に失敗した競技において、泳者は泳ぎ直しを要求できる。
- 2 全自動装置が使用されている場合、結果は1/100秒までを記録する。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。
- 3 全自動装置を使用しない競技会では、競技役員による計測には、半自動装置またはストップウォッチが使用される。手動による計時は1名以上の計時員によって計られ、使用されるグリップスイッチおよびストップウォッチは、本協会または主催団体によって完全に調整されたものでなければならない。手動計時は1/100秒まで記録されなければならない。公式時

間は以下の方法で決定される。

- (1) 半自動装置で計測された時間が公式時間となる。
- (2) 半自動装置に故障や明らかな不具合が認められた場合は、ストップウォッチで計測された時間が公式時間となる。
- 4 競技者が失格した場合は、その旨を公式に記録し失格理由を公表しなければならない。
(Ⅷ.3.3.8) 時間や順位を記録ならびに公表してはならない。
- 5 リレー競技に失格があった場合は、失格までの途中時間は公式に記録しなければならない。
- 6 リレー競技が行われている間、先頭を泳ぐ泳者の 50m ごと、100m ごとの途中時間は公式
掲示で発表されなければならない。

第 12 条 年齢区分

- 1 競技会の個人競技は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
18 歳～24 歳・25 歳～29 歳・30 歳～34 歳・35 歳～39 歳・40 歳～44 歳
45 歳～49 歳・50 歳～54 歳・55 歳～59 歳・60 歳～64 歳・65 歳～69 歳
70 歳～74 歳・75 歳～79 歳・80 歳～84 歳・85 歳～89 歳・90 歳～94 歳
95 歳～99 歳・100 歳～104 歳
以降同様に 5 歳ごと
- 2 競技会のリレー競技は、競技者 4 名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
72 歳～119 歳・120 歳～159 歳・160 歳～199 歳・200 歳～239 歳・240 歳～279 歳
280 歳～319 歳・320 歳～359 歳・360 歳～399 歳
以降同様に 40 歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の 12 月 31 日現在の年齢とする。(Ⅷ.3.1.3)
- 4 競技会を 1 項および 2 項の一部の年齢区分で行う場合は、当初計画において協会の承認を取らなければならない。

第 13 条 記 録

- 1 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。

自由形	*25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	*25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	*25m	50m	100m	200m			
バタフライ	*25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m				

* 25m の各種目と 4×25m のリレー競技は世界記録の対象とはならない。
- 2 長水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
-----	-----	------	------	------	------	-------

背 泳 ぎ	50m	100m	200m
平 泳 ぎ	50m	100m	200m
バタフライ	50m	100m	200m
個人メドレー	200m	400m	
フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
メドレーリレー	4×50m	4×100m	
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m	

- 3 世界記録は、全自動装置を使用した競技会で樹立された記録を対象とする。(Ⅷ.3.5.1)
- 4 世界記録・日本記録は、World Aquatics が承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。
- 5 4×25mのリレー競技を除き、混合を含め(Ⅷ.3.5.4)リレー競技の第1泳者の記録は新記録に申請することができる。第1泳者が違反なく泳ぎ終えれば、続く泳者に失格があったとしても、第1泳者の記録は無効にならない。

第14条 全自動装置

- 1 全自動装置が用いられている競技会では、時間・順位、リレーの引き継ぎの判定は、計時員・折返監察員より優先される。
- 2 定められた競技で、全自動装置が数名の競技者の時間・順位を記録できないときは、
 - (1) 計測可能な全自動装置による時間・順位を記録する。
 - (2) 手動による時間・順位を記録する。
- 3 公式順位は以下のように決定する。
 - (1) 全自動装置による時間・順位がある競技者は、そのレース内で全自動装置による時間・順位がある他の競技者と比較し、相対的な順位が決められる。
 - (2) 全自動装置による順位はないが、全自動装置による時間がある競技者は、全自動装置による時間がある他の競技者との時間の比較で相対的な順位が決められる。
 - (3) 全自動装置による時間・順位がない競技者は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間で相対的な順位が決められる。
- 4 公式時間は以下のように決定する。
 - (1) 全自動装置による公式時間はその時間となる。
 - (2) 全自動装置によらない公式時間は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間となる。
- 5 複数の組がある場合、順位は以下のように決定する。
 - (1) 全ての競技者の順位は、公式時間を比較して決定する。
 - (2) 同記録で泳いだ競技者は、同じ順位とする。

第15条 水 着 等

- 1 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定に準じる。
- 2 水着・キャップ・ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはな

らない。

- 3 キャップを2枚かぶることは許される。
- 4 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。データを収集する目的でのみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的に使用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。怪我によって必要な場合、1本または2本の手の指、足の指にテーピングをすることは認められる。審判長の承認がなければその他の身体上のいかなるテープも許されない。
- 5 審判長は、規則に反している水着を着た選手を参加させない権限を持つ。

第16条 抗議

- 1 次の場合、競技に関する抗議ができる。
 - (1) 規則や競技会における規定が、順守されていなかった場合。
 - (2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。
 - (3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。
- 2 抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。

所属チームの責任者（リーダー）が審判長に対して

 - (1) 事象発生後30分以内に
 - (2) 本協会規定の書式で
 - (3) 預かり金5万円を添えて

※ 事象発生後30分以内とは、公式に発表した時間後30分以内とする。
- 3 競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。
- 4 提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は、抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない。
- 5 チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、大会総務に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本協会または主催団体に徴収される。
- 6 大会総務は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。競技役員は大会総務を兼務することはできない。
- 7 大会総務が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本協会または主催団体に徴収される。

第17条 その他

- 1 本協会または主催団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければ

ならない。

- (1) 公認番号・開催日程・会場・競技内容・参加資格・参加料・表彰内容等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されていなければならない。
 - (2) 本協会の特別の承認がない限り、競技者は当該競技会申し込み日までに本協会の個人登録が完了した競技者に限られていなければならない。
競技者はチームの登録者で、国および地域等を代表することは認められない。(VIII.2.3)
 - (3) 競技施設は、公益財団法人日本水泳連盟の公認プールでなければならない。ただし、公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。
 - (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。
 - ① プールの水は淡水であり、かつ競技中は静水であること。
 - ② 水温は、27～29℃を基準としていること。
 - ③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。
 - ④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は5 cm以上15 cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。スタート側および折り返し側の壁から5 mまでは赤色とする。
 - ⑤ 15mマーク、50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。
- 2 競技会において使用する施設・設備・機器類は、本協会によって認められたものでなければならない。また、認められたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔附則〕

本規則は2026年4月1日以降開催される
マスターズ水泳競技会に適用される。

競技会（競泳）規則

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 競技会（競泳）規則

総 則

本規則は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会（以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

第1条 競技会の種類

競技会の種類は次のとおりとする。

1 公式競技会

本協会が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

2 公認競技会（公認記録会）

(1) オープン競技会

チーム、グループまたは本協会が認める団体が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

(2) 限定競技会

チームまたはグループが主催する競技会で、特定のチームと個人が参加資格を有する。単独チームに限定した競技会は許されない。

3 国際競技会（国内開催）

本協会が主催する競技会で、世界水泳連盟（World Aquatics）に加盟する国のマスターズ水泳組織に登録して、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

第2条 競技会の開催要件

1 公式競技会・国際競技会の公表

4月1日から翌年3月末日までに実施する予定の公式競技会・国際競技会は、毎年1月末日までに本協会の理事会によって決定し大綱（競技会名、開催期日、会場等）を公表する。

2 公認競技会の申請

公認競技会は、開催期日より起算して6ヶ月前まで（公認記録会は4か月前まで）に主催者が本協会の定める申請書で申請すること。承認後、本協会から公認番号を交付する。

3 開催要項の発表

公式競技会・公認競技会の詳細な開催要項は、競技会初日の3週間前までに公表すること。開催要項には、交付された公認番号、主催、主管団体、開催日程、会場、競技内容、参加資格、参加料、表彰内容等を記載する。

4 出場制限

(1) 全ての競技会において、競技者が1日に出場できるのは、2種目以内とする。（ただし、リレー種目は除く）

(2) 競技者は、同日に複数の競技会に出場することはできない。

5 競技役員

(1) 競技役員は、主催者の責任において編成する。

- (2) 審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、公益財団法人日本水泳連盟の競泳競技公認審判員および公認競技役員でなければならない。そのうち審判長は、A 級または B 級審判員でなければならない。
- (3) 競技役員は、競泳競技公認審判員および公認競技役員で編成することが望ましいが、競泳競技公認審判員および公認競技役員が不足する場合は、(2)の役職を除き、補助役員をもって充てることができる。

6 計時装置

本協会が認めた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。

7 競技施設

競技施設は、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール（以下「公認プール」という）でなければならない。ただし、当分の間、暫定の処置として公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。

世界記録の申請は、公認プールで樹立された記録に限られる。

8 参加料

競技会の主催者は、参加申込者より参加料を徴収することができる。

9 表彰

参加者に対して適切な範囲内において表彰を行うことができる。

10 救護体制の整備

- (1) 競技会期間中は、医師または看護師（救急救命士）の配置を行う。医師または看護師（救急救命士）は、参加者への出場停止勧告を行う権限をもつ。
- (2) 監視員を配置する。

第3条 競技会の名称制限

「全日本」「日本」「全国」など日本を代表する意味を持つ語句を競技会の名称に冠する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4条 競技会の参加資格

競技会に参加する者は、競技会申込日までに、本協会に登録したチームから個人競技者登録が完了していなければならない。

1 登録

暦年齢 18 歳以上の者が登録することができる。

2 登録有効期間

登録年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

3 チーム登録

1 名以上の個人競技者登録を行うこと。

4 個人競技者登録

競技者として複数のチームに登録することができる。ただし、競技会ごとに申し込みチームを選択すること。

5 競技会の申し込みは、所属チームから行わなければならない。

- 6 所属チームは、参加にあたって本人に次の事項を確認するものとする。
 - (1) 医師の健康診断または本人の自己申告に基づき、健康上異常がないこと。
 - (2) 競技会当日より前1ヶ月の間、週1回以上の水泳練習を行っていること。
 - (3) 競技会出場にあたって自己の体調に留意すること。
 - (4) 競技会期間中に、大会医務委員により出場停止の勧告がされた場合は、その指示に従うこと。

第5条 年齢区分

- 1 競技会の個人種目は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
 18歳～24歳・25歳～29歳・30歳～34歳・35歳～39歳・40歳～44歳・45歳～49歳
 50歳～54歳・55歳～59歳・60歳～64歳・65歳～69歳・70歳～74歳・75歳～79歳
 80歳～84歳・85歳～89歳・90歳～94歳・95歳～99歳・100歳～104歳
 以降同様に5歳ごと
- 2 競技会のリレー種目は、競技者4名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
 72歳～119歳・120歳～159歳・160歳～199歳・200歳～239歳・240歳～279歳
 280歳～319歳・320歳～359歳・360歳～399歳
 以降同様に40歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の12月31日現在の年齢とする。

第6条 記録

- 1 競技会における記録は、競技会主催者から本協会への報告をもって公認記録とする。
- 2 当初計画において、公式競技会・公認競技会の条件を満たしている場合においても、開催中に第2条2項から6項の条件が欠けた場合は、記録の公認を受けることができない。
- 3 公認される記録(短水路・長水路)は、公式競技会および公認競技会の記録であって、男女とも、次の種目・距離に限られる。

(1) 短水路

自由形	25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
バタフライ	25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				

(2) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				

フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
メドレーリレー	4×50m	4×100m	
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m	

- 4 主催者は、規定の方法に基づいて、競技会終了後 1 週間以内に本協会に報告しなければならない。
- 5 日本記録（短水路・長水路）は、本協会登録競技者が樹立した公認の最高記録であって、毎年 1 月 1 日現在ならびに 7 月 1 日現在をもって発表する。
 - (1) World Aquatics の公認した水着を着用した競技者が、現行の日本記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、日本新記録とする。
 - (2) 日本新記録または同記録が樹立された時は、競技会記録と同時に所定の報告書を本協会に提出する。
 - (3) 国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書の提出をもってこれに代える。
 - (4) 日本新記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「日本新記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
 - (5) 同一年度の 1 月から 6 月末、7 月から 12 月末に日本新記録または同記録を樹立した競技者で、各種目・距離・年齢区別で最高の記録の競技者に対して「日本記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に 1 枚贈る。
- 6 World Aquatics の公認した水着を着用した競技者が、現行の世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、本協会から World Aquatics へ報告できるよう、次のことを確認し手続きを取らなければならない。
 - (1) 25m 種目の各泳法およびリレー競技の 4×25m 種目は、世界記録として認められない。
 - (2) 24 歳以下の記録は、世界記録として認められない。また、リレーチームのメンバーに 24 歳以下の競技者が入った場合は、世界記録の対象とはならない。
 - (3) 公認プールにおいて現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、競技会終了後直ちに所定の報告書に必要書類を添付して本協会に提出する。
 - (4) 世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「世界新記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
- 7 計時は全自動装置または半自動装置のいずれかによって行うが、装置の故障や突発的な事故の場合、バックアップのストップウォッチで計測した時間を認める。ただし、その場合の記録は、世界記録として認められない。
- 8 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。

第 7 条 競技規則

本協会、競泳競技規則による。

第 8 条 スポーツマンシップ

- 1 スポーツとしての水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊びマスターズ水泳の向上と発展に自ら貢献しようとする意思を持つこと。
- 2 善良な市民、健全な社会人としての品位を保ち、市民社会におけるマスターズ水泳の地位の向

上に寄与すること。

- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

第9条 違反競技者に対する処分

本協会に登録された競技者およびチームが、次の各項に該当すると認められたときは、第10条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 前条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本協会および競技会主催チーム、団体の名誉を著しく傷つけたとき

第10条 処分の内容

前条の競技者およびチームに対する処分は、その違反の程度に従い次のとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期限を定めた登録停止
- (3) 文章による戒告
- (4) 口頭による注意

第11条 改廃

本規則の改廃は理事会の議決による。

附則

本規則は2026年4月1日以降開催されるマスターズ水泳競技会に適用される。

競技役員（競泳）の手引

はじめに

WORLD AQUATICS MASTERS RULES

General

The Masters programme shall promote fitness, friendship, understanding and competition through Swimming, Diving, Artistic Swimming, Water Polo and Open Water Swimming among competitors with a minimum age of 25 years. (Note: exception in VIII.6.1.3).

マスターズ水泳は、世界水泳連盟（以下「World Aquatics」という）の定義（World Aquatics Masters Rule）では「競泳、飛込、アーティスティックスイミング、水球およびオープンウォータースイミングの競技を通して、健康、友情、相互理解および競技を促進することを目的とする」とあります。

この手引は、マスターズ水泳 5 競技のうち、競泳の競技会に参加される方、競技会を開催・運営される方、また競技会で役員として協力される方に、マスターズ水泳の参加方法、競技会運営や競泳競技規則（以下「競技規則」という）を正しく理解していただくために作成しました。

マスターズ水泳の競技規則は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会（以下「本協会」という）が、World Aquatics マスターズ水泳競技規則にのっとり国内事情に合わせて制定しています。各々の競技規則は、World Aquatics の競技規則と若干異なる部分もあり、大きな違いはマスターズを規定している年齢と種目です。本協会は 18 歳以上としていますが、World Aquatics は 25 歳以上です。また、本協会は 25m の個人種目、4×25m のリレー種目を公認していますが、World Aquatics の規定にはありません。

この手引に記載されていることは、国際競技会を除いた日本国内で開催される本協会が主催・公認する公式・公認競技会で適用されますが、その他のマスターズ水泳競技会においても、準用または活用されることを期待しています。

マスターズ水泳は、競技に参加される方も運営する役員の方も同じマスターズの仲間です。マスターズ水泳の定義をよく理解いただき、安全を第一に考えながら、楽しく円滑な競技会の開催をお願いします。

1. 登録

マスターズ水泳の公式・公認競技会に参加するには、本協会の登録チームへの所属と競技者登録が必要である。

競技者登録や諸手続きは、会員サイト（WEB）からの方法と指定用紙による方法が選べる。詳細は、競技者登録案内で確認すること。

(1) 有効期間

1月1日から同年12月31日までとする。自動更新ではないため各年手続きが必要である。

(2) チーム登録

- ① チームは競技者の活動団体であり、活動年ごとの登録が必要である。
- ② チームの構成は、最低1名以上の競技者登録会員および1名のチーム責任者を有すること。競技者登録会員がチーム責任者を兼ねることも可能である。
- ③ チーム責任者は、競技者登録会員のとりまとめ、登録手続きや競技会への申し込み申請を行う。チームに所属する競技者登録会員の個人情報を取り扱うことができる方を選出すること。競技者登録のない方でもかまわない。
- ④ チームは活動（練習）実態を有すること。

(3) 個人競技者登録

- ① 競技者として活動する個人は年ごとの個人競技者登録が必要で、かつ登録済のチームに所属しなければならない。
- ② 暦年齢※18歳以上の方が登録できる。（※暦年齢：その年の12月31日現在の年齢）
- ③ 複数のチームに競技者として登録することができ、競技会ごとに申し込みチームを選択することができる。

(4) 注意事項

- ① チーム登録内容が変更になった場合は、速やかに会員サイトまたは書面（eメール・FAX）にて変更手続きを行うこと。
- ② チーム責任者は会員サイトでチームの登録状況を確認することができる。
- ③ 登録者シール（登録者QRコード）が必要な場合は、会員サイトからダウンロードできる。登録者シールは、指定用紙での競技会申し込みの際など必要に応じて使用すること。
- ④ 登録手順については変更されることもあるため、最新の「競技者登録案内」を参照すること。

2. 競技会の種類および公表

(1) 公式競技会（本協会が主催する競技会）

出場条件を満たした全てのチームおよび個人に参加資格がある。

4月1日から翌年3月末日までに実施予定の公式競技会は、その年の1月末日までに公表する。

<主な公式競技会>

日本マスターズ水泳短水路大会

ジャンボウカップマスターズスイムミート／日本マスターズ水泳チーム対抗競技大会

日本マスターズ水泳選手権大会 競泳競技

日本マスターズ水泳長距離大会

日本マスターズ水泳スプリント選手権大会

(2) 公認競技会（本協会が公認する競技会）

公認を受けようとする競技会の主催団体（本協会が認める団体）からの本協会への公認競技会申請が承認され次第、公表する（申請方法は「4. 競技会の主催」参照）。

公認競技会には以下のものがある。

① オープン競技会

出場条件を満たした全てのチームおよび個人に参加資格がある。

② 限定競技会

特定の地域または団体に所属したチームおよび個人に参加資格がある。

単独チームに限定した競技会は公認されない。

(3) 公認記録会（本協会が公認する記録会）

公認を受けようとする記録会の主催団体（本協会が認める団体）からの本協会への公認記録会申請が承認され次第、公表する（申請方法は「4. 競技会の主催」参照）。

(4) 国際競技会

本協会が主催する競技会で、World Aquatics に加盟する国・地域のマスターズ水泳組織に登録が完了し、出場条件を満たした全てのチームおよび個人に参加資格がある。

4月1日から翌年3月末日までに実施予定の日本国内で開催される国際競技会は、その年の1月末日までに公表する。

海外の国際競技会に参加する場合は、「3. 競技会の参加（1）参加資格」を参照すること。

(5) 競技会の公表

公式競技会、公認競技会（オープン競技会）、国際競技会は、本協会ホームページ（<https://www.masters-swim.or.jp/>）で公表する。

3. 競技会の参加

(1) 参加資格

参加する競技会の申し込み（エントリー）までに、本協会のチーム登録および個人競技者登録が完了していなければならない。

競技会により参加資格の制限等個別要件があるため、主催団体より公表された「競技会開催要項（大会要項）」の参加資格および出場制限等を必ず確認すること。

チーム責任者は、申し込み時に以下のことについて参加者へ確認すること。

- ① 医師の健康診断または本人の自己申告に基づいて、健康上異常がなく競技に参加するに充分と思われる体力を有すること。
- ② 競技会当日より前1ヶ月間、週1回以上の水泳練習を行っていること。
- ③ 競技会出場にあたって自己の体調に留意すること。
- ④ 競技会期間中に、大会医務委員により出場停止の勧告がされた場合、その指示に従うこと。

<海外の国際競技会に参加する場合>

World Aquatics に加盟する国・地域のマスターズ水泳組織またはチームが主催し、日本国内のチームに参加が認められている国際競技会に出場する場合は、本協会に個人競技者登録が完了していることを証明する登録証明書が必要となる。登録証明書は、会員サイトより出力することができる。

(2) 申し込み

競技会により、会員サイトからの申し込みと指定用紙による申し込みが選べる。

指定用紙で申し込みを行う場合は、競技会主管団体が指定する申込書に必要事項を記入し、チーム責任者が参加者全員分をとりまとめ、指定された手順で申し込みを行うこと。

申し込み後、競技会までに「二次要項（当日のご案内）」等がチーム責任者宛に送付される。競技時間、運営方法や注意事項などが記載されているので、必ず確認すること。

(3) 競技会当日のチーム責任者の役割

責任者（代理可）は、競技会当日チーム責任者として以下に記す業務等を行い、競技会の主催団体と参加者の連携をとること。

- ① テクニカルミーティングに出席すること。
競技についての詳細や独自の規則、その他二次要項等に未記載の連絡事項の伝達などが行われるので、参加者に詳細を伝える。
- ② 大会プログラムで申し込みを確認すること。
- ③ リレー種目に出場するチームで、申し込み時のリレーオーダーに変更がある場合は、指定の時間までにリレーオーダー変更届を所定の場所に提出すること。
リレー種目に出場できる競技者は、その競技会の個人種目に出場の申し込みをしている競技者、および主催団体が公表した競技会の出場登録を完了した競技者に限られる（詳細は「7. 競技規則の要点（5）リレー」参照）。
リレーオーダー用紙は、各競技会で異なる。必ずその競技会指定の用紙で提出すること。
- ④ 世界記録を目指す競技者またはリレーチームで挑戦コールを希望する場合は、指

定の時間までに所定の場所に申請すること。

- ⑤ 公式掲示板または指定されたホームページ等に発表される記録ランキング（速報）、デッキシーディング種目（詳細は「5. 競技会の運営（1）プログラム作成①組み分けの方法 イ. デッキシーディング」参照）の組み分け（スタートリスト）、その他主催団体からの連絡事項などを確認すること。
- ⑥ 質問や抗議（詳細は「9. 抗議」参照）があるときは、リゾリューションデスクへ申告すること。

(4) 参加の心得

マスターズ水泳は「健康・友情・相互理解・競技」を目的としている。このことをよく理解した上で、マスターズスイマーとしてのモラルを守りながら競技会へ参加すること。

- ① 競技会は自己の意思と責任で参加するものである。参加者は「競技者」であり「お客様」ではないことを自覚すること。
- ② 大会の円滑な運営に協力し、競技規則の実施者である競技役員の役割を理解し、指示・判定は順守すること。
- ③ 自己の体調・健康に十分配慮し、競技より健康と安全を第一として、体調に不安があるときは競技の出場を中止、あるいは中断する勇気を持つこと。
- ④ 施設の使用条件を守り、望ましい施設利用を心がけること。
- ⑤ マスターズ水泳の名誉を汚さぬように自覚ある行動を心がけること。
- ⑥ 競技力の向上を図る目的で薬品等を使用しないこと。
- ⑦ 作為的に競技能力を低下させて競技をしないこと。
- ⑧ 主催団体が通知している競技運営上の細目事項を承知し、順守すること。
- ⑨ 競技役員の協力が必要となる競技会には、積極的に協力すること。

(5) 注意事項

- ① 「競技会開催要項」や「二次要項」のわからない点は、競技会の主管団体に確認すること。間違いや不備がある場合、参加できないことがある。
- ② 先着順の競技会は申込締切日前に定員となるため注意すること。
- ③ 申込書等の書類は正確に記入すること。記入内容に齟齬がある場合は、個人 ID による情報が全てに優先される。また、エントリータイム（以下「記録」という）は 1/100 秒まで記入すること。
- ④ 申し込み方法等は主管団体の指示に従うこと。
- ⑤ 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定による。
- ⑥ 競技会の会場内で着用する水着、衣服および持ち物に表示された広告、宣伝の媒体となるもの（商標名やロゴマーク等）について規制は設けられていないが、競技会の主催団体より指示を受けた場合はその指示に従うこと。

4. 競技会の主催

(1) 公認申請

公認競技会を開催する団体は、開催日より起算して6ヶ月前まで（公認記録会は4か月前まで）に本協会へ主管サイト（WEB）にて申請すること。審査後、承諾された競技会の主管団体には、公認番号と記録公認申請書式等の関係書類を案内する。

「全日本」「日本」「全国」など日本を代表する意味をもつ語句を名称に冠する競技会は、事前に本協会の承認を得なければならない。

(2) 年齢区分

年齢の基準は、参加する競技会開催年の暦年齢（12月31日現在の年齢）による。

年齢区分は、競技規則第12条に従い、一部の年齢区分だけで競技会を行う場合は、事前に本協会の承認が必要である。

(3) 公認種目

公認される記録は、競技規則第13条の種目・距離に限られる。各競技会の主催団体は、この種目の範囲から競技種目を定めて競技会開催要項に明記し、実施する競技種目を公表すること。

(4) 実行委員会

本協会または競技会の主催団体より指名された委員で構成し、競技会を円滑に運営するため、事前に、各競技役員の仕事以外の事項について協議し、方針を定め、開会前の諸準備を行う。

当該競技会の審判長も、構成員であることが望ましい。

競技会開催中は、競技会関係者に対し、競技会の運営方法に関わる指示または連絡を行う。

実行委員会が事前に協議し、策定すべき準備内容としては、次のようなものがある。

① 競技に関して

- ア. 大会役員の委嘱、競技役員の仕事・編成
- イ. 補助役員の任命・編成
- ウ. 競技会運営の企画
- エ. 開会式（開始式）・閉会式および表彰式等式典関係の企画・準備
- オ. 出場者の申込受付
- カ. プログラム・タイムテーブルの作成
- キ. 前日練習、ウォーミングアップ、公式スタート練習の設定
- ク. テクニカルミーティング、競技役員会議の開催等
- ケ. 監視救護体制の確保

② 施設に関して

- ア. 競技場の確保・使用方法の検討・打合せ
- イ. 使用器具の準備
- ウ. 会場レイアウト・選手動線等の確認

③ 渉外に関して

- ア. 主催団体・主管団体・後援団体・協賛団体との連携
- イ. 警備・消防関係、公共団体等との連携

- ウ. その他の協力団体との折衝
- エ. 医療機関、報道関係との打合せ

④ 総務に関して

- ア. 予算を含めた収支計画
- イ. 宿泊・輸送・食事・駐車場の手配
- ウ. 記録速報の発行体制
- エ. 役員関連の庶務

(5) **大会総務**

大会総務は、競技規則をはじめとする他の諸規則にのっとり、競技会が公正かつ円滑に行われるよう、競技会全般にわたって必要とする職務を行う。

実行委員会の委員長は、構成員であることが望ましい。

大会総務の主な職務内容は、次のとおりとする。

- ① 参加チームの責任者より文章でなされた抗議に対して裁定を行う。
- ② 競技者資格に疑義があるときは、その審議を行う。
- ③ 競技者に罰則(競技会規則第8条・第9条)を適用させる事態が生じたときには、その審議を行い、必要な場合は本協会に報告する。
- ④ 不測の事態が生じたとき、その対応を決定する。
- ⑤ 競技会運営について、不適切な運営がなされた場合は、指摘の上、必要な指示を与える。

※ 失格判定に直接関与する役職に就く競技役員(審判長を含む)は、大会総務を兼務することはできない。

※ 主催団体事務局の総務的な係は、競技会総務である。

(6) **大会役員**

大会役員の設置、編成、役割については特に定めはないが、一般的な慣例は以下のとおりである。

① 大会会長

主催団体を代表するもので、原則として1名とする。主催団体の代表者になる場合が多く、表彰式等でプレゼンターなどを行う。

② 大会委員

主催団体の運営関係者および関係する団体の代表者等で構成する。主催団体の運営関係者として企業・団体については一定以上の役員を連記し、関係する団体(後援団体・協賛団体・協力団体等)については代表者となる。

表彰式等で大会会長の代行としてプレゼンターなどを行う。

③ 大会名誉会長、副会長等

大会委員と同等だが、社会通念上、大会委員と同列に置きたくない場合などに必要に応じて設置する。

参加者に交付する本協会の公認記録証には、大会委員長の氏名を記入する。大会役員(大会委員)の設置がない場合は、主催団体の代表者が大会委員長となる。

(7) **競技役員**

競技規則第1条に基づき、競技会を運営・統括するための必要十分な競技役員を配置する。必要に応じて競技役員を補充し、その他の役職を置くことができる。

競技役員の内容等については、「6. 競技役員 (2) 競技役員の任務」参照のこと。

(8) 計時装置

公式・公認競技会では、自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。装置の故障や突発的な事故の場合は、バックアップの時計で計測した時間が認められる。

装置の内容等については、「5. 競技会の運営 (3) 計時装置」参照のこと。

(9) 施設

競技会を開催するプールは、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール（以下「公認プール」という）でなければならない。ただし、本協会の承諾があれば、公認プールの認定を得ていないプールであっても競技会を開催することができる。

プールのコンディションは、競技会の開催期間を通じて競技規則第 17 条 1 項 (4) の条件を満たしていなければならない。

(10) 競技会開催要項・二次要項

- ① 競技会開催要項には、公認番号・日時・会場・参加資格（詳細は「3. 競技会の参加 (1) 参加資格」参照）・競技種目・競技順序・競技方法（詳細は「5. 競技会の運営 (2) 競技方法」参照）・表彰・参加料および申込方法（詳細は「3. 競技会の参加 (2) 申し込み」参照）等をはっきりと明記すること。
- ② 競技する種目の順番に定めはないが、同じ泳法の異なる距離に出場する競技者が比較的多いので、同じ泳法の異なる距離の競技の間に他の泳法を組むのが慣習となっている。
- ③ 参加料、表彰内容は、適切な範囲内で主催団体が決定すること。
- ④ 申し込み締め切り後、競技会当日の詳細、注意事項を記載した二次要項等が、参加チームに送付されることが慣習化している。競技会開催要項に記載されていることだけで実施し、二次要項等の送付を行わない場合は、その旨を競技会開催要項に明記すること。

(11) 報告

- ① 主催団体は、競技終了後定められた期日までに競技結果を本協会へ報告すること。また、日本記録・世界記録の樹立があった場合（同記録を含む）も同様に、定められた期日までに本協会へ報告（詳細は「8. 記録」参照）すること。
- ② 競技会申請時の事項に変更が生じた場合は、本協会へ報告すること。

5. 競技会の運営

(1) プログラム作成

参加者の申し込みを締め切り後、プログラムの作成（組み分け）を行う。

① 組み分けの方法

競技会の規模、参加人数に合わせて以下のような方法で組み分けを行う。

ア. プレシーディング

参加者の申し込み（年齢・記録）に基づき、事前に組み分けを行う方法。

組み分けは、年長の年齢区分（競技レーンを満たすため、年齢区分を組み合わせることができる）から、同年齢区分では記録の遅い者（またはチーム）から行う。

また、年齢区分に関わらず記録の遅い順に組み分けを行うこともできる。

イ. デッキシーディング

100m以上の個人種目およびリレー種目で当日に出場確認を行い、出場締め切り後に棄権者（または棄権チーム）を除いて組み分けを行う方法。

個人種目は年齢区分に関わらず、申し込みをしている競技者を記録の遅い順に一覧でプログラムに掲載し、当日の棄権者を除いて、年齢区分に関わらず記録の遅い順に組み分けを行う。

リレー種目は、申し込みをしているチームを年齢区分別に記録の遅い順に一覧でプログラムに掲載し、当日の棄権チームを除いてプレシーディングと同様に組み分けを行う。

二次要項等へ出場確認の方法、受付場所および締め切り時間を記載し、組み分け（スタートリスト）は、その競技開始予定時間の1時間前までに、公式掲示板で公表する。

② レーン順の決定方法

以下のレーン順の決め方により決定する。

ア. レーンナンバーは、スタート側からプールに向かって右端を第1(0)レーンとする。

イ. 最も良い記録の者（またはチーム）を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6レーンのプールでは第3レーンに、8レーンのプールでは第4レーンに、10レーンのプールでは第5レーン（0～9レーン設定の場合は第4レーン）に配置し、2番目に良い記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。

ウ. 記録が同じ場合のレーン配置の優先順位は、抽選または無作為に決定する。

エ. 25mプールにおける25mの種目、50mプールにおける50mの種目の配置は上記の方法で決定するが、スタートは折り返し側より行っても差し支えない。

③ なんらかの理由で、記録の不明な者（またはチーム）は、最も遅い者（またはチーム）とみなす。

(2) 競技方法

主催団体は、全ての競技者に対して平等かつ最良の条件で競技を行うこと。一部の競技者だけに有利になるような、また競技運営を優先して競技者が不利になるような競

技方法、運営を行わないように注意すること。

競技はタイムレース決勝で行う。エリートの競技のように予選、準決勝および決勝（B決勝）などは行わない。

競技方法は一般の競技会と同様に行うのが基本だが、以下に記載するような競技方法もある。

① オーバーザトップスタート（Over The Top Start）

国際競技会でも実施されている競技方法。

競技の進行等で審判長または審判長から指示を受けた折返監察員から退水の指示があった場合を除き、競技を終えた泳者をレーンロープの壁から少し離れた所で待機させ、次の組の競技をスタートさせた後に競技を終えた泳者を退水させる。競技が終わった泳者をすぐに退水させず、ひと休みさせてから横（サイド）退水をさせられるため、マスターズ水泳の競技会には適している。

② 両サイドスタート

50mプールにおける競技会で実施されている競技方法。

スタート側、折り返し側から交互に競技を行う。各々のスタートは、性別または組の指定（奇数、偶数など）などで分けて行う。参加者が多数の競技会に適している。100m以上の種目では、競技時間を短縮することができる。しかし、競技役員の人数を通常の1.5倍以上配置することが必要となる。

③ 1レーン2名での競技

200m以上の自由形で申し込みが多い場合に、実施されている競技方法。

一つのレーンをレーンラインで分けて、2名の競技者が競技を行う。レーン幅が2m以上あるプールでの競技会では可能だが、2m未満のプールでは適さない。スタートは、スタート側の組から先に行い、直後に折り返し側の組を行う。各競技者は、スタートしたときのレーンの右側半分を使用する。スタート台、計時装置など競技の条件が不平等にならないよう注意が必要である。25mのプールで実施する場合、スタート側からの一斉スタートで行うこともある。競技中にレーンラインを越えて同レーンの泳者を妨害した場合は、失格（インターフェア行為）となる。競技者には、テクニカルミーティング等でその旨を伝えること。組み分けは同条件で競技を行うために、端数（申し込み数が奇数の場合）が出ない限り1レーン2名とする。

④ 好ましくない実例（同一種目での不平等）

例1) 折り返し側にスタート台の設置が無い25mプールで、スタート側に全自動装置を設置しているため、25m種目を全て折り返し側より競技を行った。記録（日本記録等）を狙っている競技者だけをスタート台のあるスタート側より競技を行い、手動時計で計時した。

本協会にて検討の結果、スタート側から競技した競技者の記録を公認しなかった。

例2) 1500m自由形を1レーン2名で競技を行った。スタート側からの同時スタートだったので、全員を水中からのスタートとした。最終組だけ1レーン1名で競技を行うことができたので、スタート台からのスタートを許可した。

本協会にて検討の結果、本協会からの嚴重注意と翌年の競技方法を改善指導した。

(3) 計時装置

① 全自動装置 競技規則第 14 条

- ア. 競技会において使用する全自動装置は、本協会が認めたものに限る。
- イ. 全自動装置は、審判長の統括の下に指名された競技役員の監督下において、操作されなければならない。
- ウ. 計測された時間は、その競技の各レーンの時間を決定するのに用いられ、計時員が計時した時間よりも優先される。
- エ. 全自動装置を使用する場合、1/100 秒までを記録し、その結果を正式なものとする。
- オ. 装置の異常により、全自動装置が作動しなかった場合は、半自動装置または計時員が測定した時間が採用される。
- カ. 全自動装置を使用する場合であっても、装置の故障や突発的な事故に備えて、半自動装置または時計による計時員を配置する。

② 半自動装置

- ア. 競技会において使用する半自動装置は、本協会の認めたものに限る。
- イ. 半自動装置は、審判長の統括の下に指名された競技役員の監督下において、操作されなければならない。
- ウ. 半自動装置は、出発合図員によって作動され、レーンの競技役員によって競技者がゴールしたときに止められる。
- エ. 半自動装置を使用する場合、競技者の時間は、半自動装置によって計測された時間により決定される。
- オ. 半自動装置を使用する場合であっても、装置の故障や突発的な事故に備えて、時計による計時員を配置する。
- カ. 半自動装置のグリップスイッチを操作する競技役員は、時計による計時員を兼務することができる。
- キ. 半自動装置によって計測された時間は、時計と同様に手動計時として扱われる。

③ 留意事項

- ア. 世界記録は、全自動装置によって計測された時間が認められる。装置の故障や突発的な事故の場合は、バックアップの半自動装置によって計測された時間も認められる。
- イ. 「6. 競技役員 (2) 競技役員の任務 ⑪機械操作 オ. 留意事項」に記載するが、全自動装置を使用した場合に、装置側の問題ではなく泳者側の問題でタッチ板の不作動も考えられる。このことを十分留意する。

(4) 注意事項

① 競技者に無理のない運営に努めること。

- ア. 競技予定時間は無理のない時間にし、競技があまり長時間になるときは措置を考える。
- イ. 観客席 (応援席)・選手控室 (休憩室) 等に配慮する。

- ウ. 練習プール（ウォーミングアップ用サブプール）がない場合は、2～3時間に1回競技を中断して、競技プールをウォーミングアップに解放することを検討する。
- ② 安全面に配慮すること。
 - ア. 医療機関と連絡を取り、医師・看護師等の派遣を依頼する。
 - イ. プール使用时（ウォーミングアップ、競技中）はライフガードを配置する。
 - ウ. 緊急時に備え、周辺の医療機関の確認と緊急時の受け入れを依頼する。
- ③ マスターズ競技会の競技役員は、参加チームから協力いただくボランティア（無資格者）が多い。全体打合せ、係別打合せでは、そのことに配慮しながら適切な指示と伝達を心がけること。

6. 競技役員

(1) 競技役員的心得

- ① 競技役員が競技会に関与する目的は、自己の心身向上のため、およびマスターズ水泳の望ましい発展に寄与することにある。
- ② 競技会には、規律正しい運営、公平・公正な運営、円滑な運営、安定した運営、活気ある運営が常に求められている。これらの期待に応えるために、競技役員は心構えとして、以下のすべてに鋭意努力しなければならない。
 - ア. 全ての競技者の利益を優先し、公平な態度で接するとともに「疑わしきは罰せず」の精神を持つこと。
 - イ. 競技者の安全の確保を第一とすること。
 - ウ. 競技規則および競技運営に精通し、自信と責任を持って速やかに判断を行うこと。
 - エ. 競技会が公正かつ平等に行われるように、私情を厳しく排除し、冷静沈着に行動すること。
 - オ. 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装・行動について気をつけること。
※ 服装に指定のある場合を除き、マスターズ競技会では服装の規定はないが、役員品の品位を保つような服装を着用する。
 - カ. 競技会運営が組織的に行われ、いかなる役職も重要な役割を担い、相互の連携が不可欠であることの認識に立つこと。また、各役職の権限を尊重し、権限に基づく指示・決定事項を順守すること。
 - キ. 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配ること。
 - ク. 競技者に、会場利用や競技参加の方法について適切に伝達すること。
- ③ 競技会に参加する競技役員の行動は、以下を基本とする。
 - ア. 集合
 - a. 実行委員会が指定する集合時間（概ね競技開始 1 時間前）までに、所定の場所に集合する。
 - b. 競技開始前に準備を要する役職担当者（総務・機械審判・通告・招集・リゾリューション・機械操作等）は、その準備に必要な時間に集合する。
 - c. 施設・設備担当者は、前日までに必要とする準備を完了しておく。
 - イ. 指示および伝達
 - a. 主任会議
審判長は、大会総務・実行委員と共に、競技会の開始に先がけ、主任・副主任等を集めて競技会の運営について必要な指示・伝達を行う。
 - b. 全体打合せ会
その後審判長は、全競技役員を集め、競技会の目的や特色、留意事項等を伝える。
 - c. 係別打合せ会
主任は担当の競技役員を集め、出欠の確認の後、配置や役員交代等の必要事項について指示する。

- d. 審判長は、各役員が集合した後、競技役員の出欠を確認し、過不足が生じた場合は必要に応じて再編成をする。
- ウ. 待機
競技役員が、直接その任務に従事しないときは、所定の場所（競技役員控室等）で待機する。
- エ. 入退場
入場を行う場合は、事前に整列し、通告により入場する。入場後は所定の位置に立ち、審判長の合図で着席する。
退場を行う場合は、競技終了後、通告により退場する。競技役員交代の際も、規律正しく行動する。
- オ. 用具管理
使用する競技用具は、事前に点検・確認を行う。
- カ. 相互の連絡
競技役員相互の連絡方法は、事前に決めておく。トランシーバーを使用する大会においては、事前に確認を行う。
- キ. 競技役員交代
競技会が長時間にわたる場合や、多くの競技種目が短時間に集中して行われる場合は、競技役員は交代して勤務することが望ましい。また、役職を兼務することは差し支えない。
- ク. 配慮すべき事項
 - a. 競技者の競技意欲を盛り上げるため、好記録の発表や競技者の表彰等においては、率先して拍手を送る。
 - b. 競技者に限らず、関係者・観客の不審な動きや、異常な事態に気付いたときは、主任または実行委員に報告する。
 - c. マスターズ競技会では、公益財団法人日本水泳連盟公認審判員資格を有する競技役員が少数の場合がある。その際は、競技の失格判定に直接関与する役職から順に有資格者を配置する。

(2) 競技役員の仕事

① 実行委員長（役員長）

ア. 仕事

競技会を統括し実行委員会の決定事項に基づいた指示を与える。

イ. 権限

- a. 競技会場の全てを統括する。
- b. 競技の進行および公表する事項について指示をする。
- c. 抗議が発生した場合は、裁定の手配を行う。

② 競技進行

ア. 仕事

実行委員会の運営方針を受け、競技の進行表（タイムテーブル）を作成し、各競技役員との連絡調整を図り、競技が予定通りに進行するように調整する。

- a. テクニカルミーティング、主任会議、全体打合せ、終礼の進行を行う。
- b. 競技の開始を含め、競技会全般の通告を通告員に指示する。

- c. 2面で競技を行う場合は、その進行方法について指示する。
 - d. 招集員に、競技者の入場タイミングを指示する。
 - e. 式典（開会式、表彰式、閉会式等）の打ち合わせ、調整、進行を行う。
 - イ. 権限
競技・表彰式・開閉会式の進行に関して統括する。
 - ウ. 編成
1名とするが、補佐1名を配置するのが望ましい。
 - エ. 位置
通告席、機械操作の近くで、全競技および電光表示板が見渡せ、かつ審判長と連絡が容易な場所に位置する。
 - オ. 設備および準備品
進行の指示、棄権者・失格者の確定情報等を迅速に得るために、審判長、招集員を含め各主任との間の連絡には、トランシーバー等の通信機器を利用することが望ましい。利用する場合は、競技・招集・記録・式典（表彰）・会場などの通話ラインを必要に応じて分ける。
 - カ. 手順
 - a. 競技会の進行表（予定）を確認し、調整が必要な分掌に対して連絡する。
 - b. 式典等でリハーサルが必要な場合は、その準備と手配を行う。
 - c. ウォーミングアップ時、参加者に必要な連絡事項の通告、または電光表示板操作員に指示する。
 - d. プールコンディションや連絡事項等は、競技開始前に全て通告を終了させる。
 - e. 競技役員の入場を行う場合は、準備を確認して入場の指示を行う。
 - f. 競技開始通告、競技者の入場の指示を行う。
 - g. 競技中は、次の組の紹介、新記録、違反、参加者への連絡等の通告を指示する。
 - h. 競技の進行は公表された予定時間（タイムテーブル）に従って行うが、なんらかの理由によって予定時間が概ね20分以上繰り上がったときは、通告員に会場内の通告、および招集員に招集遅れの有無の確認を指示する。
 - i. 全競技終了後は、競技役員の退場、参加者へ退館までの連絡事項の通告を指示する。
 - キ. 留意事項
参加者、応援者は、公表された予定に合わせて準備、調整を行う。審判長と詳細な打ち合わせを行い、競技中も連絡を密に取り、予定された進行に努める。
- ③ 審判長
- ア. 任務
競技規則第2条1項に従う。
本協会の競泳競技規則と決定事項を完全に施行し、競技会の運営が公正かつ円滑に行われるように努める。そのために主として以下の任務を遂行する。

- a. 全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関係する全ての運営や規則について指示する。
- b. 競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。
- c. 規則にない事項について最終決定を下す。
- d. 競技に関する全ての抗議に裁定を下す。

イ. 権限

- a. 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても競技に介入することができる。
- b. 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不適当と思われる者の交代を命ずることができる。
- c. 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。
- d. 審判長自身が監察した違反、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分の決定は審判長が行う。
- e. 違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目・レーンナンバー・違反の内容を記述し、審判用紙を完成する。
- f. リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、第14条1項に従う。

ウ. 編成

- a. 審判長は1名とし、副審判長を設ける。
- b. 副審判長は、審判長を代行することができる。

エ. 位置

- a. 全競技が見渡せ、各競技役員との連絡が取りやすい場所に位置する。競技の進行に伴い、移動して任務にあたっては差し支えない。
- b. 副審判長はその後方に位置し待機（リザーブ）する。
- c. 50mプールにおける50m種目のとき、または25mプールにおける25m種目のときは、待機の審判長はゴール側に位置する。
- d. 50mプールにおける4×50mリレーのとき、または25mプールにおける4×25mリレーのときは、待機の審判長は折り返し側に位置する。

オ. 手順

- a. 競技会の開催に先立ち、次の事項を実施する。
 - 1) 競技者またはチーム責任者に対して、テクニカルミーティングを通じて競技会運営についての注意・連絡事項等を説明する。
 - ※ テクニカルミーティングの内容は、実行委員会による連絡・説明の他に、競技の進行、招集の要領、選手動線、ウォーミングアップの方法、記録の発表、プログラムの訂正方法等である。

- 2) 競技会運営の機能を十分考慮し、競技場内の設営、競技用具および競技役員の配置場所等を点検・確認する。特にプールコンディション（気温・室温・水温・水深・静水）、スタート台、レーンロープ、背泳ぎ用5mフラッグ、15mマーク、および50mプールにおける25mマークを点検・確認する。
 - 3) ウォーミングアップの方法、公式スタート練習について指示する。
 - 4) 各役職の主任を集め、指示・伝達をするとともに各主任から競技役員への指示事項を確認する（主任会議）。
競技会当日にあっては、競技役員の出席状況を把握し、状況に応じて再編成等必要な措置をとる。競技役員が不足する場合には、必要に応じて各役職の業務を決め、主任を通じて任命する。
 - 5) 全ての競技役員を招集し、全般的な注意や連絡事項を伝達する（全体打合せ）。
- b. 競技開始に備え、次の事項を実施する。
- 1) 競技役員を所定の位置につかせ、競技会の開始の通告を競技進行に指示する。
＜競技役員の入場を行う場合＞
 - ア. 競技役員を競技の開始に先立ち、係ごとに整列をさせて、入場の合図の通告を待たせる。
 - イ. 競技役員の連絡に使用するトランシーバー等は、入場前に最終チェックを行う。
 - ウ. 入場の際は、規則正しく整然と入場し、所定の位置につかせる。
 - エ. 位置についた後、審判長の合図によって一斉に着席させる。
 - 2) プールコンディションや連絡事項等は、競技開始前に全て通告を終了させる。
 - 3) スタート装置のテストは、競技開始前に終了させておくよう出発合図員に指示しておく。50m（25m）種目等で、出発合図の位置を変更する場合も、競技進行に支障のない合間に実施しておくように指示する。
- c. 競技開始にあたり、必要に応じて次の事項を指示する。
- 1) 4×25mリレー競技を除き、リレー競技の第1泳者での新記録（日本記録・世界記録）樹立に備え、機械審判に確認を指示する。さらに、通告員により新記録樹立を公表させることを競技進行に指示する。
 - 2) 競技の進行は公表されたタイムテーブルに従って行う。なんらかの理由によって予定時間が概ね20分以上繰り上がるときは、事前に公表するよう通告員および招集員に指示する。この場合、競技者の招集、待機、入場には十分配慮しなければならない。
- d. 競技の運営については、次の要領で行う。
- 1) 競技者がスタート台後方に入場したら、競技者の動向および水着・持ち物を確認し、違反がある場合は直ちに判断を下す。
 - 2) 各競技役員（出発合図員、泳法審判員、折返監察員、機械審判、計時

員)と競技者が所定の位置につき、競技の進行に支障のないことを確認した後、競技の開始を告げる。

- ア. 全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせてスタート台に誘導し、次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。プールデッキよりスタートする競技者には、プールデッキ前端に出させる。その際競技者に、スタート台前方またはプールデッキ前縁に少なくとも一方の足の指を掛けさせる。また水中(プールの壁)よりスタートする競技者には、水中に入れスタート台にある背泳ぎ用のスターティンググリップを片手または両手で握らせ、壁に両足をつけさせる。
 - イ. 背泳ぎ(メドリーリレーを含む)では、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るように指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。
 - ウ. 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。
 - エ. 号令の前に、故意でなく、ふらつき等により水に落ちた場合は、競技を中断するため一旦腕を下ろす。他の競技者をスタート台に立たせたまま、落ちた競技者にプールの壁(水中)からスタートするように指示し、再開の合図(片腕を水平に伸ばす)を行う。
 - オ. 号令に続き出発の合図が発せられていた場合、違反があっても競技は続行し、競技終了後、違反者に失格の旨を通告する。
 - カ. 号令の後、出発の合図の前に明らかな違反が確認された場合は、他の競技者をいったんスタート台から下ろし、違反者の失格通告を行い、退場させ、他の残りの競技者で競技を再開する。その場合、審判長は長いホイッスル(背泳ぎの場合は、2回目の長いホイッスル)から出発の手順を繰り返す。
- 3) もし、出発合図員の出発合図(ピストル)に明らかな誤り(タイミング、見落とし等)を確認した場合は、審判長自身がホイッスルを吹き、競技を中止させ、やり直しをさせる。この場合、競技の再開にあたっては、審判長が競技者および場内に、「ただいまの出発合図に誤りがあったので、やり直しを行います」と場内放送を通し、通告する。当然、競技者のスタート違反にはならないが、その誤りが競技者に起因するものであった場合は、その競技者は失格となり、退場させた上で、他の残りの競技者で競技を再開する。
- 4) 規則の違反を自ら監察した場合、または泳法審判員・折返監察員(主任)からその旨の報告を受けた場合は、その判定について調査し、最終決定を下して、違反者があった場合は競技進行(通告員)に連絡をして違反の通告をさせる。審判用紙の提出に対しては、記入さ

れた内容を確認し、署名をして記録主任に保管させる。

- 5) 自らが監察するものとその処理については、主として次のようなものがある。
 - ア. レーンの逸脱や、他の競技者の妨害を行った場合は、その競技者を失格させるとともに、競技者の所属チームに警告する。
 - イ. 競技中に所定の競技者以外の競技者が不法入水した場合は、その競技者の当該競技会における以降の出場を取り消す。また、リレー競技においては、そのリレーチームを失格させる。
 - ウ. 競技者が他の競技者の行為によって不利益を被った場合、審判長はその競技者を、次以降の組に出場させ、また最終組のときは競技のやり直しを命じることができる。
 - エ. 一時的に競技力の上昇を図る目的で、薬物を用いた場合およびペースメーカーやその他器具等を用いたり、プールサイドからのコーチを受けたと判断された場合は、その競技者（またはチーム）を失格させ、記録を抹消する。
 - オ. 競技者が作為的に自己の競技力を低下させた場合は、大会総務に報告し、その指示を受ける。
- 6) 競技終了後、次の事項を確認する。
 - ア. 泳法審判員および折返監察主任からの、競技中の違反行為の有無を確認する。
 - イ. リレーの引き継ぎ判定の手段として、リレー引き継ぎ判定装置を使用した場合は、機械審判（機械操作）の報告を受け、その審査をする。
 - ウ. 全自動装置または半自動装置を使用した場合は、その規定に従う。全自動装置または半自動装置の故障などでバックアップの時計の場合、最終時間と順位は計測された時間によって決定する。
- 7) 競技終了後、泳法審判員および折返監察主任からの違反連絡が無い場合は、「競技成立」の合図を行う。

違反者があった場合は、その旨および違反内容（コード番号）を公式記録用紙（速報・ランキング等）に記載しなければならないが、その競技者の時間および順位を記録してはならない。なお、違反の内容を通告した後に、次の競技を開始させることを基本とする。

違反によって失格した競技者またはそのチーム責任者からの問い合わせについては、審判長から説明する。
- e. 競技中の競技役員（計時員、折返監察員等）の交代は、次の要領で行う。
 - 1) 競技会の規模や進行予定時間等を考慮し、種目または時間の切れ目に交代するよう、事前に打ち合わせておく。進行している競技の途中で交代は行わないが、800m、1500mの種目については、競技状況を引き継ぎして時間の切れ目に交代する場合もある。
 - 2) 交代する役員は、交代する時間の前に、前任の競技役員の後方に待機する。

- 3) 前任の競技役員は、後任の役員に所定の用具を渡す。交代が完了した後、前任者は位置を離れる。

<交代の入場を行う場合>

- ア. 交代する5分前には入場ができるように待機をさせる。主任は、必要な競技役員数を確認し、競技の進行状況に対応して入場の合図を行う。
 - イ. 入場の際は、規律正しく整然と入場し、前任の競技役員の後方に立ち、待機する。
 - ウ. 前任の競技役員は、後任の役員に所定の用具を渡す。交代が完了した後、前任者は位置を離れ整列し、先頭者の合図によって退場する。
- f. 競技会の終了に際しては、次の点に留意する。
- 1) 競技会の記録の集計や、新記録等の報告・申請について誤りがないかを確認する。
 - 2) 会場や使用物品の片付け等の再点検を行う。
 - 3) 競技役員、関係者に対して、謝意を表す。
 - 4) 主任を交えての反省会議を設けることが望ましい。

カ. 留意事項

- a. 審判長は、競技の運営のみならず競技会全般にわたり、規則以外にも広く知識を有する者があたることが望ましい。そのため審判長の人選については、実行委員会等で十分検討する必要がある。名目上の役職であってはならない。
- b. 競技会の開催にあたっては、競技会運営の円滑化を図るために、自らが事前に準備状況等を確認し、対処しておくことが重要である。
- c. 競技者が、競技会で最高の成績を収めることができるように、競技会の雰囲気作りについても常に工夫・改善する努力が必要である。

④ 機械審判

ア. 任務

競技規則第2条2項に従う。

- a. 全自動装置・半自動装置の操作を監督する。
- b. コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。
- c. 引き継ぎ記録を確認し、引き継ぎ違反を審判長に報告する。
- d. 競技者の棄権を管理する。公式様式に結果を記入する。樹立された全ての結果を一覧にし、必要があれば得点を整理し、管理責任を持つ。

イ. 権限

競技会の全ての記録を含む情報管理を統括する。

ウ. 編成

1名とする。

エ. 位置

コンピュータ等使用機器の近くに位置する。

⑤ 出発合図員

ア. 任務

競技規則第2条3項に従う。

審判長から競技開始の合図を受けて、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に統括する。

- a. 競技者が故意に出発の準備を遅らせるなど、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。
- b. 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行なわれたかを決定する。
- c. 前の競技の競技者がスタート台付近に残っていたり、リレー競技のメンバーが待機している場合は、その場に座らせる等の指示をし、計時員が出発の合図を確認しやすいようにする。
- d. 出発合図員は、その権限の範囲内で認められたいかなる違反も審判長に報告しなければならない。

イ. 編成

- a. 2名とする。
- b. 役員の交代は、競技者の性別・競技種目別で交代を行うことが望ましい。

ウ. 位置

- a. 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。
審判長と連携を図る意味で、審判長と同サイドに立ち、審判長の斜め背後、または同列に位置する。
- b. 位置を明確にするため、スターター台を設けるなどの配慮をする。

エ. 手順

- a. 競技者がスタート台後方に入場し、通告による選手紹介が行われるときに出発の合図を行う位置に立つ。
- b. 選手紹介が終わる前に、ピストル、マイクスイッチ等の再確認をする。
- c. 審判長の短いホイッスルの合図によりマイクをセットする。
- d. 自由形、平泳ぎ、バタフライの場合
次の長いホイッスルによって競技者がスタート台に上がり（プールデッキの前縁に出て、または水中に入ってスターティンググリップを握って）、審判長より出発の合図を行ってよいという合図（腕が水平に伸ばされる）を受けたら、競技者ならびに競技役員の準備状況を確認した後、ピストルを頭上に伸ばし、号令（take your marks）を下す。
- e. 背泳ぎの場合
長いホイッスルの合図により競技者は水に入り、2回目の長いホイッスルの合図により速やかにスタートできる位置につく。審判長より出発の合図を行ってよいという合図を受けた後の動作は、d.と同様である。
- f. 正しい構えをしていない競技者に対しては注意を与える。

- g. 号令で競技者が速やかにスタートの構えを完了（静止）し、そろった状態で公正にスタートできると判断したら、出発の合図（以下「合図」）を行う。ただし、号令の直後にスタートの構えが遅れたり、静止しない競技者がいた場合でも、合図をしなければならない。号令をかけても、いつまでもスタートの構えをしない場合にはスタートの構えをしたものとして合図をする。
 - h. 審判長の合図から出発までの間には、次のような配慮が必要である。
 - 1) 審判長の合図から号令までは、適切な間合いを会得するよう常に研さんに努める必要がある。
 - 2) 号令から合図までの間合いは、選手の構えにもよるが、ある程度一定になるように努める。
 - 3) ピストルを打つ際の動作は、腕・体を動かさないように注意をする。
 - i. スタート違反
号令によってスタートの構えが完了（静止）してから合図があるまでにスタートした場合はスタート違反となる。
 - 1) 合図をする前に一部の競技者が明らかにスタートした場合は、合図はせず次の手順で競技を再開する。
 - ア. 残った競技者をスタート台より降ろす。
 - イ. その競技者のみを失格とし、他の競技者で改めてやり直す。
 - ウ. つられて落ちたと判断された競技者については、失格としないでやり直しの機会が与えられる。
 - 2) 合図をした後、一部の競技者が合図より早く出発したと判断しても、競技は止めることなく続行し、速やかに審判長に報告し、失格の決定を得る。違反者は競技終了後失格となる。審判用紙には、競技者の動きを具体的に記入し、署名する。
 - 3) 失格は、審判長との合議により判定する。
- オ. 留意事項
- a. 他の役職において機械化が進んでいる中であっても、出発合図については人間によって行われていることの意義を考え、任務の重大さを十分認識し、威厳を持つこと。
 - b. スタート装置の取り扱いについては、事前に十分調整しておく。
 - c. 公式スタート練習を行う際は、当日任に当たる出発合図員が担当する。

⑥ 招集員

ア. 任務

競技規則第2条4項に従う。

- a. 競技順序に基づき、競技者を迅速かつ正確に点検して、出場および棄権の有無を確認し、競技の開始に支障がないようにする（棄権届出用紙を使用することもできる）。
- b. リゾリューションデスク等が設置されていない競技会では、リレーオーダーを受け付ける。
- c. 禁じられているテーピング等の有無を点検・確認する。違反または疑わ

しい場合は審判長の指示を得て適切な処置をとる。

- d. 入賞者を表彰するときは、表彰係を補佐する。
- e. 他の役員から競技者に対して、連絡があるときは伝達する。
- f. リゾリューションデスク等が設置されていない競技会では、競技者、チーム責任者等に対する窓口となる。
- g. 競技者の集合（招集）時間およびリレーオーダーの提出時間に遅れた競技者（チーム）については審判長に報告する。

イ. 編成

- a. 2名以上とする。
- b. 女子の競技がある場合は、女性の招集員も含めておく。
- c. 招集員のうち1名は、競技者・役員間の連絡員となる。

ウ. 位置

招集所は、競技者が出発前に待機し、動線の都合がよい場所に設置する。

エ. 手順

- a. リレーオーダーを受け付ける際、次の事項について確認する。
 - 1) 姓と名が記入されているか。
 - 2) 申込責任者名が記入されているか。
 - 3) 年齢・登録IDが記入されているか。※ オーダー用紙は、招集所に備えておく。
- b. 競技者を所定の時間（通常競技開始予定時刻の20分前）までに確実に招集所に集合させるために、テクニカルミーティングでの連絡事項に加えて、招集時間や競技進行の様子、招集方法等について、掲示や通告等の方法により事前に周知徹底させる配慮が必要である。
- c. 競技者が招集員に自己申告し集合したら、点呼の上、競技者が本人であることを確認する。
- d. 棄権者が出た場合は、機械審判に報告し、記録員、機械操作、通告員にも伝える。
- e. 集合した競技者に、組・レーン等を知らせ、指定した場所で組ごとに待機させる。
 - ※ 競技者が特別の事情で招集所を離れるときは、必ず招集員に連絡させる（指定時間内に必ず戻るよう指示する）。
- f. 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着等を着用していないか確認する。違反があれば、アリーナ内へ持ち込ませないように適切な処置を講じる。
 - ※1 道具とは、たとえば水かきのある手袋、手ひれ、フリッパー、フィン、パワーバンド、粘着性のあるもの等を指す。
 - ※2 ゴーグルは許される。
 - ※3 キャップを2枚かぶることは許される。
 - ※4 傷病にともなうテーピングについては、審判長の判断を仰ぐ。
 - ※5 水着の規定については、「3. 競技会の参加 (5) 注意事項 ⑤」参照のこと。

- g. 競技開始の誘導の前に、注意徹底することについて連絡をする。
 - 1) 入退場の方法
特に競技終了後の退水方法（プールからの上がり方）について指導する。退水後は、スタート台位置近辺から速やかに退去することも併せて指導する。
 - 2) 表彰等の方法
 - 3) その他、役員からの連絡事項
 - h. 前の組の競技がスタートまたは終了したら、次の組の競技者をスタート台の後方まで誘導する。
※ 入退場のタイミングについては、事前に審判長、競技進行と打ち合わせ、合図等を決めておく。
 - i. 表彰係を補佐する場合は、次の事項を行う。
 - 1) 表彰予定時間までに、受賞者を集めておく。
 - 2) 記念品、賞状の授与を手伝う。
 - j. リゾリユーションデスク等が設置されていない競技会では競技者、チーム責任者等の窓口となる。
 - 1) プログラムに記載されている姓名・チーム等に誤りがある場合は、訂正用紙を受け付けて、機械審判または記録主任に報告し、競技進行（通告員）・記録員・コンピュータ操作にも連絡する。
 - 2) 忘れ物の保管および引き渡しを行う。
 - 3) 棄権届出用紙の提出をさせる場合は受け付ける。
 - 4) その他必要に応じて連絡等を行う。
- オ. 留意事項
- a. 招集所における競技者の微妙な心理状態に配慮し、気分をほぐすような設営ならびに配慮が必要である。その方法については、日頃から工夫して身につける努力が望ましい。
例 競技前の集中力を高めるため、招集所には3～4組程度の人数が入れることや、ストレッチができる程度のスペースを確保するなど。
 - b. 身体に障がいをもつ競技者への対応、テーピング・サポーター等の使用についても確認し、疑わしい場合は、審判長よりアドバイスを受ける。
競技者には、事前に申し出るよう指導する。

⑦ 折返監察員

ア. 任務

a. 折返監察主任

競技規則第2条5項に従う。

- 1) 全競技者の監察を行うとともに、折返監察員がその任務を十分に果たしているかを確認する。
- 2) 折返監察員が違反を確認したら、速やかに審判長へ報告する。

b. 折返監察員

競技規則第2条6項に従う。

- 1) スタート後・折り返しの動作の監察

- 2) 折り返し・ゴールのタッチの監察
プールの壁で正しく行われていたかを監察する。全自動装置を使用している場合は、折り返しおよびゴールタッチが、タッチ板の有効面で正しく行われていたかを監察する。
- 3) リレー競技の引き継ぎの監察
リレー競技の先の泳者がスタート台下の壁にタッチする以前に、次の競技者の足先がスタート台から離れていないかを監察する。なお、リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、その判定は折返監察員の監察より優先される。
- 4) 競技中における他の競技者の不法入水の監察
個人競技・リレー競技とも、競技中に他の競技者が不法入水することがないかを観察し、入水するような行動と判断した場合は、事前に注意を促す。
- 5) レーン逸脱の監察
競技中、体の中心線（特に頭を見る）が、他のレーンに入ることがないかを監察する。
- 6) 違反発生時の折返監察主任への迅速な報告
リザーブの折返監察員がいる場合は、違反発生時に速やかに違反を確認した折返監察員と交代し、その監察任務を引き継ぐ。
- 7) その他
 - レーン間違いの確認
 - 競技役員の指示なく横退水を行っていないかの確認
 - テーピングの確認
 - バックストロークレッジの操作

イ. 編成および位置

- a. 折返監察主任は、審判長と反対側（スタート側・折り返し側）に位置し、折返監察員を確認しやすい場所で監察する。
- b. 折返監察員は、スタート側と折り返し側の各レーンに1名配置する。

ウ. 手順

- a. 折返監察主任
 - 1) 競技会の開始前に折返監察員を招集し、違反に対する統一の見解を共有する。また、監察の方法、入退場の方法、交代の方法、違反の報告と処理の手順並びに方法についても確認する。
 - 2) 折返監察員の割り当てを決める。
 - 3) 折返監察主任が違反を観察した場合や折返監察員から違反の報告があった場合は、速やかに審判長へ報告する。
- b. 折返監察員
 - 1) 「スタート後の動作」の監察
プールのスタート側と折り返し側に分かれて、泳者が競技規則に従っているかを監察する。
ここでは競技会の標準として一般的な手順を例示する。

- ア. 泳法の種目にかかわらず、監察手順は共通である。
 - イ. 監察に際しては、プログラムや筆記用具は手に持たない。
 - ウ. 審判長の短いホイッスルで起立し、長いホイッスルで速やかに台上に上がれる地点まで進み、静止することを基本とする。静止位置は、あらかじめ統一しておく。
 - エ. 出発合図後、スタート側の折返監察員は、速やかに台上へ上がり、競技者のスタートから最初の一かき（平泳ぎは二かき）の終了までの動作を監察する。背泳ぎの場合は、2回目の長いホイッスルの間も静止位置で留まる。
 - ※ バックストロークレッジを用いる場合は、2回目の長いホイッスルで台上に上がり、競技者の両足共、少なくとも一本の指がタッチ板に触れているか確認する。触れていない場合は触れるように指示する。確認ができれば速やかに正面を向く。競技者のスタート後の監察を終えたら、速やかにレッジを上げ、レベルを0に戻す。競技終了後、競技者の動きを妨げないように水中に戻す。
 - オ. 監察後、速やかに台上から降り、静止位置に戻る。
 - カ. 競技中は静止位置で待機し、泳者が折り返し（ゴール）のため近づいたら、再び台上に上がり、競技の終了まで折り返しの動作やゴールタッチの監察等を繰り返し行う。
 - キ. 折り返し側の折返監察員も同様に、審判長のホイッスルで起立し、静止位置まで進む。競技の終了まで折り返し動作の監察等を繰り返し行う。
- 2) 「折り返しの動作」の監察
- 泳者が、折り返し（ゴール）の壁から10～15m手前に来たときに準備し、5m手前に来たときは、すでに台上に上がって監察の態勢を整えておく。折り返しの壁へのタッチ前の最後の一かきの始めから、折り返し後の最初の一かき（平泳ぎは二かき）の終了までを監察する。監察後、速やかに静止位置（元の席）に戻る。
- 3) 400m・800m・1500m自由形競技の際は、距離の確認、コール（400mを除く）、振鈴の任務に当たる。要領は次のとおりである。
- [コール] スタート側の折返監察員は、800m競技の途中、400mにおいて泳者に「400」と伝える。また、1500m競技の途中、500m、1000mにおいて泳者にそれぞれ「500」、「1000」と伝える。
- ※ コールは、折り返し前の5m手前から折り返し後の5mまで、泳者の呼吸のタイミングを見計らって大きな声で繰り返し行う。
- [振鈴] スタート側の折返監察員は、400m、800m、1500m競技において、泳者がスタート側の最後の折り返し5m前に来たときから折り返し5mまで、注意を喚起する合図（振

鈴)を行う。

※ 振鈴は、強く、速く、また連続して行う。その時、泳者に向けて振らないように、十分気をつけなければならない。

4) 「リレー競技の引き継ぎ」の監察

リレー競技の引き継ぎの際は、前の泳者の手の指先が壁面に触れる前に、次の競技者の足の指先がスタート台から離れていないかを監察する。

※1 リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、判定装置の結果が優先される。この場合においても、折返監察員は監察した結果を手元のプログラム等に(○×△)で記録しておく。折返監察主任への報告は省略するが、審判長より引き継ぎ状況の確認を求められたときは、その結果を提示する。

※2 引き継ぎを監察する際は、次にスタートした競技者のスタート後の動作の監察がおろそかになりやすいので注意する。

5) 「ゴールタッチ」の監察

泳者が、ゴール側の壁から10~15m手前に来たときに準備し、5m手前に来たときには、すでに台上に上がって監察の態勢を整えておく。監察後、速やかに静止位置(元の席)に戻る。全自動装置を使用している場合は、ゴールタッチがタッチ板(有効面)内に正しく行われていたかを確認する。

6) 「競技中における他の競技者の不法入水」の監察

ア. 個人種目の場合、次の組に出場する競技者が、審判長の指示で水に入った場合を除き、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技会における以後の出場資格を失う。

イ. リレー競技の場合、泳いていないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者が競技を終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる(第2泳者以降が水中からスタートする場合を除く)。

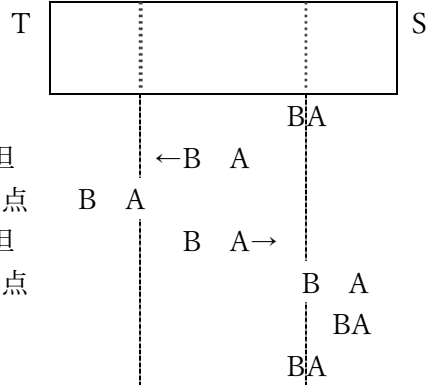
7) 違反を監察した時

速やかに台上で折返監察主任にアピールし、リザーブと交代し、審判長に報告する。

エ. 留意事項

- a. 監察にあたっては、自信をもつ的確な判断が下せるように、泳法その他の競技規則について十分精通しておく必要がある。
- b. 違反の監察は、前後の状況も含めて詳しく監察し、どのような状態でその違反がなされたかを、詳細に説明・再現できるようにしなければならない。
- c. 広告・宣伝の媒体となるようなもの(商品名やロゴマーク等)については、特に規制は設けられていないが、競技会主催団体より指示を受けている場合や過度の表示がある場合は、他の競技役員と協力して注意・指

審判長の短い笛で起立
長い笛で移動

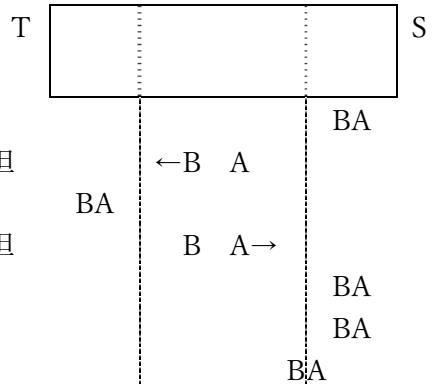


【出 発 時】BA 共に 15m
【競 技 中】BA で前後を分担
【折り返し】B は内へ A は定点
【競 技 中】AB で前後を分担
【折り返し】A は内へ B は定点
【ゴ ー ル】BA 共に内へ
【終 了 後】着席

スタートおよび折り返し時は、壁から 15m 地点で、15m までに泳者の頭部が完全に水面上に出ているかを監察する。その後は、泳者の動きに合わせて移動しながら監察する。折り返しを監察する時は、5m より壁側まで移動して監察する。

3) 平泳ぎの場合 <競技規則第 7 条に従う>
<長水路の動き方>

審判長の短い笛で起立
長い笛で移動

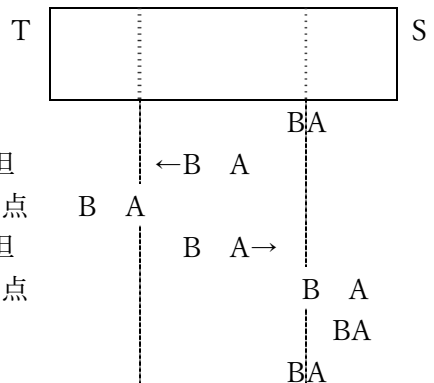


【出 発 時】BA 共に内へ
【競 技 中】BA で前後を分担
【折り返し】BA 共に内へ
【競 技 中】AB で前後を分担
【折り返し】BA 共に内へ
【ゴ ー ル】BA 共に内へ
【終 了 後】着席

スタートおよび折り返しは壁と浮上するまでの間に立ち、スタート後および折り返し前後の泳法を監察する。その後は、泳者の動きに合わせて移動しながら監察する。折り返しを監察する時は、5m より壁側まで移動して監察する。

4) バタフライの場合 <競技規則第 8 条に従う>
<長水路の動き方>

審判長の短い笛で起立
長い笛で移動



【出 発 時】BA 共に 15m
【競 技 中】BA で前後を分担
【折り返し】B は内へ A は定点
【競 技 中】AB で前後を分担
【折り返し】A は内へ B は定点
【ゴ ー ル】BA 共に内へ
【終 了 後】着席

スタートおよび折り返し時は、壁から 15m 地点で、15m までに泳者の頭部が完全に水面上に出ているかを監察する。その後は、泳者の動きに合わせて移動しながら監察する。折り返しを監察する時は、5m より壁側まで移動して監察する。

5) メドレー競技の場合 <競技規則第 9 条に従う>

<動き方>

個人メドレー・メドレーリレーにおいては、各種目に応じて行動する。また、リレー競技においては、4 回のスタート行為があることに留意する。

c. 監察する主な事項

1) 各種目の競技規則

2) インターフェアの有無

3) 水底を歩いたり蹴ったりして競技を続ける行為

※ 自由形およびメドレー競技における自由形に限り、プールの底に立つことは許される。

4) レーンロープを引く等の行為

5) レーンの逸脱

6) 折り返し・ゴールの動作

d. 違反を監察した場合は、速やかに審判長に報告する。違反行為が発生した地点、監察した違反内容をなるべく詳細かつ具体的に報告する。

エ. 留意事項

a. 泳法審判員は、独立した審判員であるが、自信をもつて的確な判断が下せるように、泳法その他の競技規則について、十分精通しておく必要がある。

b. すべての動作が確認できるように泳者を前後で監察し、必要に応じて対面の泳法審判員とも連携して監察する。短水路においては長水路の監察位置や動き方に準ずるが、同組を泳ぐ泳者間に差が生じた場合には、泳者に対して死角が生じないように監察する。

c. 移動をしながら監察する場合は、できるだけ泳者の視野に入ることを避け、また、脚・足の動作が確認できるように、泳者の後方から監察するとよい。

⑨ 計時員

ア. 任務

競技規則第 2 条 9 項に従う。

a. 競技者が競技に要した時間を正確に計時する。

b. 計時主任は次の任務を行う。

1) 計時員にレーンと任務を指示する。

2) 1 レーンに 1 名の計時員を配置するときは、ストップウォッチの不具合に備えて、補助計時員を割り振らなければならない。常に各競技の 1 位の選手の記録を記録しなければならない。

3) 半自動装置を使用しない場合は、「計時用紙（途中時間用紙）」を集

めて、各レーンの決定時間を確認し、記録員に提出する。

- c. 計時に使用する時計は、半自動装置もしくは、1/100 秒まで計測可能なストップウォッチとする。

イ. 編成

1レーンにつき1名とする。

なお、半自動装置の操作は折返監察員が兼務することができる。

ウ. 位置

計時員は計時員席に位置する。ストップウォッチを使用する場合は、出発の合図（光）を確認しやすい所に位置する。

エ. 手順

- a. 計時主任は、競技開始前にストップウォッチが正しく作動するか確かめておく。
- b. 審判長から指示があった場合、競技者が所定の本人であるかの確認を行う。
- c. 審判長の長いホイッスルで一斉に起立し、出発合図員に相對してスタートの合図に備える。
- d. 出発の合図でストップウォッチを始動させ、必要な途中時間を計測し、泳者がゴールをしたときに止める。
- e. 折り返しまたはゴールの際は、泳者がゴールの壁から10～15m手前に来たときに起立し、5m手前に来たときには、すでに台上に上がって計時の態勢を整えておく。
ストップウォッチを止めたら直ちに席に戻り、席についてから時間を「計時用紙（途中時間用紙）」に記入する。なお、自分の計時した時間は、正式決定時間ではないので、競技者・チーム責任者等に知らせてはならない。

オ. 時間の取扱い

- a. 1/100 秒まで記録する。
- b. 公式時間の決め方は競技規則第11条3項に従う。
- c. 途中時間・正式時間
 - 1) 途中時間は、計時主任の指示によって記録する。
 - 2) 正式時間として扱われるのは、以下のとおりである。（正式時間となるのは新記録の場合に限る）
 - ア. 4×50mフリーリレー第1泳者の50m
 - イ. 4×100mフリーリレー第1泳者の100m
 - ウ. 4×200mフリーリレー第1泳者の200m
 - エ. 4×50mメドレーリレー第1泳者の50m背泳ぎ
 - オ. 4×100mメドレーリレー第1泳者の100m背泳ぎ

カ. 留意事項

- a. 全自動装置を使用している場合において、装置の異常により手動時計を採用するときは、機械審判、計時主任、記録主任の競技結果から判断された審判長の指示に従う。

- b. 半自動装置は、出発の合図によって始動し、ゴールタッチの際に計時員のグリップスイッチにより止められる。時間の設定方法や公式時間の決め方についてはストップウォッチと全く同様であり、結果は手動計時とみなされる。

⑩ 記録員

ア. 記録主任の任務

競技規則第 2 条 10 項に従う。

- a. 機械審判が配置されている競技会においては、その業務分担について機械審判の指示を受ける。
- b. 機械操作、コンピュータ操作、速報員を管轄し、その位置と任務を割当て、事前に十分な打ち合わせを行う。
- c. 競技会の記録事務を迅速かつ確実に行い、競技の諸記録を完全に管理する。
- d. 競技中に失格が発生した場合は、その審判用紙の監察者および審判長の署名を確認して保管する。
- e. コンピュータが使用されている競技会では、競技の決定時間とコンピュータから打ち出された結果帳票を確認する責任をもつ。
- f. デッキシーディング種目を行う場合、出場確認後に作成されるスタートリストの確認を行う。確認後、審判長に報告し、許可を得てからスタートリストを公式掲示板等で発表する。
- g. 棄権の処理に責任をもつ。

イ. 記録員の任務

競技規則第 2 条 11 項に従う。

- a. 記録の収集、確認、原本作成。
- b. 競技票または個人票に結果を記入し、まとめて保管する。
- c. 新記録等の確認、種目別競技結果（ランキング）等の作成を行う。
- d. デッキシーディング種目の棄権の確認を行い、スタートリストを作成する。
- e. リレーオーダーの変更が提出された場合、処理を行う。
また、リレーオーダーを競技会当日に受け付ける場合、確認と処理を行う。

ウ. 編成

記録主任 1 名。

記録員は、リザルトシステムを使用する場合は 2 名、使用しない場合は 4 名とする（競技会の規模により増減させる）。

エ. 位置

競技場の状況により、競技進行、計時員、機械操作、通告員との連絡に便利で、その業務遂行に最も適切な場所に位置する。

オ. 手順

<リザルトシステムを使用する場合>

- a. 競技会前

コンピュータ操作（リザルトシステム）から新記録関係の帳票を出力してもらい、公認されている最新版と照合する。誤りがあった場合は、修正する。

b. 競技会中

- 1) 種目別、年齢区分別競技結果リスト（ランキング）を確認する。
- 2) デッキシーディング種目のスタートリストを確認する（棄権者の確認）。
- 3) 世界記録・日本記録等が樹立（同記録を含め）された場合は、申請書を作成する。
- 4) 「新記録の報告」の送付指示があった場合は、所定の様式で報告する。
- 5) 訂正用紙・リレーオーダー用紙の最終保管を行う。
- 6) 審判用紙の最終保管を行う。必要に応じ、一覧表を作成する。
- 7) 大会記録・日本記録・世界記録のリストを確認する。審判長に樹立された記録数を報告する。

c. 競技会終了後

コンピュータ操作と協力して、本協会に所定の方法で報告する。

<リザルトシステムを使用しない場合>

- a. 記録員は、世界記録・日本記録・大会記録についての諸記録を準備調査し明確にしておく。
- b. リゾリューションデスク（または招集員）からの連絡により、棄権者の抹消を行う。また、リレーオーダーの訂正がある場合、オーダー訂正に必要な処理を行う。リレーオーダーが当日受け付けの場合、スタートリストにオーダーを記入する。記入したスタートリストは、競技進行、審判長、通告員、招集員等に回付する。
- c. デッキシーディング種目の場合、リゾリューションデスクで受け付けた出場確認の連絡により、棄権者または棄権リレーチームを抹消して組み分けを行う。作成したスタートリストを各役員に回付する。競技票または個人票に組み分けされた組、レーンを明記し、招集員に併せて回付する。競技者およびチームに対しては、公式掲示板等でスタートリストの発表を行う。
- d. 競技が終了したら、計時の結果を競技票に記入する。記入の間違いを起こさないように以下の要領で行うとよい。
 - 1) 記録を記入する者は、1レーンからそのレーン番号を読み上げる。
例 「1レーン」→「1レーン ○ 分 ○ 秒 ○」
「1レーン ○ 分 ○ 秒 ○」（復唱）
というように、記録を読み上げる者に対して声を出して尋ね、復唱する。
 - 2) 記録を読み上げる者は、尋ねられたレーン番号を確認し、そのレーンの記録を声に出して記入者に伝える。
 - 3) 記録の記入は、記録の読み上げを復唱しながら記入することによ

て、誤記を防止する。

- e. 正式記録を公式掲示板に公表する。新記録が達成された場合は、合わせて公表する。

カ. 留意事項

- a. 記録員の任務については、競技開始前の準備から終了後の整理・報告まで前後にまたがることになるので、最後まで責任を持って完了させる。
- b. 公式発表に関しては、単純な誤りでも重大な影響を与えるので細心の注意を払い、二重三重のチェックをする必要がある。
- c. 事務処理については一層の機械化が進む方向にあるため、機械関連機器について関心を持ち、知識を習得しておくことが望ましい。

⑪ 機械操作

ア. 任務

競技規則第2条16項に従う。

装置を正常に作動させ、競技会の運営を円滑にする。

※ 装置とは、全自動装置・半自動装置本体・タッチ板・グリップスイッチ・場内表示装置（電光表示板）・リレー引き継ぎ判定装置等をいう。

- a. 装置を正常に作動させるように操作する。
- b. 装置の正常作動を監視するとともに、装置によって得られた記録を機械審判または記録主任を経て審判長に報告する。

※ 必要に応じ、計時員の計時記録の提出を求めることができる。

- c. コンピュータが使用されている場合は、事前の打ち合わせが必要である。

イ. 編成

2名（全自動装置のバックアップに半自動装置を使用する場合は3名）とする。

ウ. 位置

競技全体を見渡すことができ、かつ審判長が各競技の記録・結果を直ちに確認できる場所で、さらに機械審判または記録主任と連携できる場所に位置する。特に、ゴールタッチを確認しやすい場所がよい。

エ. 手順

- a. 機械の操作に当たり、2人以上が一組になって、呼称・指差に対して復唱し、正確な操作を行う。
- b. 半自動装置を使用する場合、計時員のグリップ操作の方法を計時主任と打ち合わせる。
- c. 世界記録・日本記録・大会記録等を装置により判定できる場合は、事前に記録一覧表を機械審判または記録主任から受け取り、入力しておく。また、新記録樹立時の連絡方法をコンピュータ操作との分担を含めて確認しておく。
- d. 競技会開始前に、スタート信号・タッチ板あるいはグリップスイッチからの信号入力系統に誤りがないか確認する。
※ レーンボックスの配置ミスがないかを調べるためにも、タッチ板あるいはグリップスイッチからの入力テストは1レーン（0レーン）

から順番に行い、プリントアウト・場内表示装置（電光表示板）への出力等を確認しておくことが必要である。コンピュータを使用している場合は、コンピュータ操作と連携して出力関係等の確認を行う。

- e. リレー引き継ぎ判定装置を備えた機械装置であるかを確認し、事前に審判長へ報告しておく。その際、折り返し側でも自動引き継ぎ判定が可能であるかを確認し、併せて報告しておくことよい。

※ リレー引き継ぎ判定装置が装備されている場合は、判定装置の結果が優先される。

その場合の判定基準である引き継ぎ時間は、-0.03秒までとし、それを超えた場合は機械審判を通じて、審判長に報告する。全レーン・全競技者をチェックすることが望ましい。

- f. 機械操作は、装置の正常な作動を監視し、装置によって得られた記録の可否を判定し、機械審判または記録主任を経由して審判長に報告する。
- g. 判定結果の記録は、審判長の承認を得た後、記録員に回付する。
- h. 200m以上の競技では、正式時間・途中時間の発表のため、装置によって得られた記録を転記して、通告員に回付する。ただし、装置に連動する場内表示装置がある場合は、その記録の表示をもって通告員への連絡に替えることができる。
- i. 操作方法の例（技術の進歩により、操作盤の改善頻度が多くあるため注意を要する）

- 1) 始動準備「リセット完了」「レースセット○m完了」。リセットは、審判長の競技成立の合図後に行う。

ア. 装置のリセット

イ. 場内表示装置のリセット

ウ. レースセット

エ. レーンセット

- 2) 始動時「スタート完了」

ア. モニターのランニングタイマー始動確認

イ. 場内表示装置のランニングタイマー始動確認

- 3) 競技中

2名以上で一組となり、1名がタッチ板からの入力に備え、競技の状況を声に出し、他の1名(2名)は操作盤のモニターランプ等を監視し、誤信号を見分ける。

ア. 泳者の折り返し信号状況「○m、○レーンから入ります」、「○、○、○、○、…(レーン番号)」、「全員通過」、場合により「○レーン途中棄権」、「○レーン信号なし」など

イ. 泳者のゴール信号状況「ゴール入ります」、「○レーンから」、「○、○、○、○、…(レーン番号)」、「全員ゴール」、場合により「○レーンミスタッチ」

25m・50m種目等で拮抗した競技の場合、「ゴール入ります」、「○レーンが先頭、横一線」、「○レーンが入って、他はほぼ同時」、

「最後○レーンが、今ゴール」、「全員ゴール」という場合もある。ここでは、着順を審判することが目的ではなく、タッチしているそのタイミングでゴール信号の入力が作動しているかどうかを確認する。

タッチのタイミングでの入力信号が遅れたり、無かった場合は、直ちに審判長に報告する。

- ウ. 正式時間・途中時間を発表するために、レーンと記録を転記し、通告員に回付する。
- エ. 全競技者が折り返した後、またはゴールした後に、ペーパーフィードまたは記録紙の引き出しを行う。
- オ. リレー競技で、引き継ぎを終えた競技者が退水の遅い場合の対処（注意・指示・連絡）を行う。
- カ. 誤信号の可能性としては、タッチ板の故障以外にケーブル接続部分の水浸、他レーン泳者のはみ出しタッチ、競技役員によるタッチ板上端部分の踏み付け等が考えられる。
- キ. タッチ後の信号未入力状態は、タッチ板の故障や競技者のライトタッチの他に、競技役員あるいは前後の組の競技者が露出ケーブルを引っかけて、接続部分を外してしまったり、断線させてしまったりする場合が考えられる。

4) ゴール直後

- ア. 各競技者の記録プリント状況を確認する。ライトタッチ等なんらかの理由で、記録がプリントされていない場合は、直ちに審判長に報告する。
- イ. 場内表示装置の表示状況を確認する。
- ウ. 新記録管理が可能な機械装置である場合は、新記録が樹立されたときに機械審判または記録主任に伝える。
- エ. 異常がある場合は、審判長に報告し、機械審判または計時主任に対し異常状況（不作動など）を伝える。

5) 記録整理

印字された記録紙は、競技進行順に整理し、保存する（この作業は、記録員が行ってもよい。その場合は記録員に回付する）。

ア. リプリントスイッチ

- 周回遅れが発生した場合は、着順リプリントを行えばゴール記録のみ再印字（電光再出力）される。
- 記録記入を手書きで行う記録会では、レーンリプリントを行えば、1レーン（0レーン）から順番に再印字される。

イ. ランキングプリントスイッチ

ランキングプリントを行うと、その種目のランキングが印字される。

オ. 留意事項

- a. 機械操作は、装置の進歩に伴う変化に対応した操作方法に精通していな

ければならない。

- b. 泳者は、全自動装置を使用している場合、タッチ板の有効面内に十分な圧力でタッチし、装置を作動するようにしている。しかし、タッチ板の故障ではなく、泳者のライトタッチや有効面外のタッチによるタッチ板の信号未入力が、未熟な泳者や高齢の泳者に多く見受けられる。機械操作は、泳者の折り返しまたはゴールタッチとタッチ板のゴール信号入力のタイミングに十分注意し、疑いがあるときまたは信号がなかった場合は、直ちに審判長に報告する。
- c. 競技および表彰等の進行状況をよく把握し、場内表示装置を操作する(コンピュータと連携している場合は、コンピュータ操作に任せる場合が多い)。
- d. リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判または記録主任を経て、審判長に報告する。
- e. 審判長より「競技成立」の合図があるまで、リセットしてはならない。

⑫ コンピュータ操作

ア. 任務

競技会用リザルトシステムならびに電光表示板を使用する競技会において配置され、主として次の任務に当たる。

- a. 競技進行に合わせて、競技種目(プログラム番号、性別、年齢区分、距離、泳法)、スタートリストを電光表示する。
- b. 全自動装置により入力された競技結果、または手動計時された結果を入力し、電光表示する。
- c. 組別競技結果あるいは種目別競技結果(ランキング)を作成し、機械審判または記録主任に報告する。
- d. デッキシーディング種目がある競技会では、スタートリストを作成し、機械審判または記録主任に報告する。

指示があれば、これらのスタートリストあるいはランキングを電光表示する。

イ. 編成

2名以上。競技会の規模により、増減してもよい。

ウ. 位置

原則として、コンピュータールームで行う。コンピュータールームがない場所で行う場合は、機械審判または記録主任との連携あるいは審判長の指示が届きやすい場所に位置する。

エ. 手順

- a. 事前にリザルトシステムに大会エントリーデータ・各種記録を入力し、スタートリストを作成する。一般的には連続したスタートリストを通常プログラムとして使用する。
作成に当たっては、開催年月日・年度・水路(長水路・短水路)・組み分けなどの設定に留意する。
- b. リゾリューションデスクで受け付けたリレーオーダーを確認し、リザルトシステムにリレーオーダーを登録する。

- c. 棄権者・失格者が出た場合は速やかにリザルトシステムに入力する。
- d. 電光表示は、事実上の公式発表である。表示する内容は、実行委員会・審判長の指示によるもの、ならびに全自動装置により入力された競技結果に限られる。不確定な情報の表示や、入力ミスによる誤記があってはならない。
- e. 競技会の雰囲気盛り上げるために、実行委員会の指示により開・閉会式の次第や表彰者の紹介など必要な情報を電光表示する。

⑬ 速報

ア. 任務

- a. 実行委員会・審判長の指示により、競技会の運営に必要とする指示事項・連絡事項を公式掲示板に掲示する。なお、ホームページ等での公開をもって代替えとすることができる。
- b. 参加チームならびに報道機関等に対して、競技結果等を公表する。競技結果等とは、デッキシーディング種目のスタートリスト、競技結果（ランキング）、得点表、新記録一覧をいう。競技結果は、ランキングの掲示をもって替えてもかまわない。

イ. 編成

競技会の規模により、人数を増減させる。

主任、原本受付管理係（主任または印刷係兼務も可能）、印刷係、用紙振係、用紙配布係等の任務分担がある。

ウ. 配置

- a. 複写機・印刷機器等の電源が取れる場所
- b. 配布用の用紙ケースを設置できるスペースがある場所

エ. 手順

- a. 公式掲示板は、自由に閲覧ができて、人だかりしても通行の妨げにならないような場所に設置する。必要に応じて複数箇所を設置して、その場所をテクニカルミーティング等で周知する。
- b. 事前に複写機・印刷機器・配布用紙ケース・消耗品（印刷用紙、インク、印刷機のマスター用紙、セロハンテープ、クリップ等）の必要数を準備する。
- c. 記録員から原本を受け取り、処理を行う。競技会の規模によりプログラム用紙へのチェックや原本への受け付けナンバリングを行い、遺漏なく配布を行えるように管理する。
- d. 印刷は、あらかじめ決めた必要枚数を印刷する。印刷用紙の色を内容によって変えるとより見やすくなる。
例 連絡事項・競技結果（ランキング）は白色、スタートリストは、女子は桃色・男子は青色・混合は黄色
- e. 公式掲示板への貼付は、見る人を分散させて、人だかりを少なくするために、女子と男子、競技結果（ランキング）とスタートリスト等を区分けして貼るなど、見る人にとって見やすいように工夫して行う。

⑭ 通告員

ア. 任務

競技規則第2条15項に従う。

- a. 競技会の運営および競技に関わる全ての通告を行う。通告員は、事前に作成した原稿により通告することを原則とする。
- b. 大会運営（開・閉会式、表彰式等）に関する通告は、実行委員会（競技進行）の指示により行う。ただし、緊急を要する場合はその限りではない。
- c. 通告に関わる機器が、常に正常に機能するように調整する。

イ. 編成

- a. 通常2名以上（うち1名が主任）。
- b. 外国語による通告が必要な場合は、実行委員会（競技進行）の指示に従う。
- c. 通告員のうち1名は、通告に関する受け付けおよび補佐を行う。
※ 大会規模により音響担当をおく。

ウ. 位置

機械操作席、記録員席の近くで、全競技および電光表示板が見渡せ、かつ審判長（競技進行）と連絡が容易な場所に位置する。

※ 2面を使用して競技を行う場合は、両面の競技が見渡せる中央に位置することが望ましい。

エ. 設備および準備品

- a. 事前にマイクの設置場所、電源等を確認し、音量の調整を行う。
- b. 開・閉会式用のマイクの位置についても、実行委員会（競技進行）と連絡して決める。
- c. 開・閉会式用の音楽および競技会途中における音楽についても、事前に実行委員会（競技進行）と打ち合わせておく。
※ マイク等の故障に備えて、予備の通告設備を準備しておくことが望ましい。
- d. 棄権者、失格者の確定情報を迅速に得るために、招集員、審判長との間の連絡には、トランシーバー等の通信機器を利用するとよい。

オ. 手順

a. 競技会開始前の準備および連絡

- 1) 競技者の氏名、チームについては読み方等を事前に調べ、当日に間違いのないように心がける。
- 2) 必要に応じて、場内の混雑緩和、盗難防止等について、観客に協力依頼を行う。

文例1 「場内の皆様をお願いいたします。場内が混雑してまいりました。席は譲り合って、一人でも多くの方が座れますようご協力ください」

文例2 「手荷物・貴重品は、個人または各チームで厳重に管理してください。また、盗難にもご注意ください。不審者を見つけた方は、お近くの実行委員または競技役員までご連絡くださ

い」

- 3) 公式スタート練習の設定について、競技者に周知の通告を行う。
文例3 「お知らせいたします。□時□分になりましたら〇〇（場所の指定）第□レーン～第□レーンにおいて公式スタート練習を行います。あらかじめご承知おきください」
文例4 「□時□分になりました。ただ今より〇〇（場所の指定）第□レーン～第□レーンにおいて公式スタート練習を行います」
- 4) ウォーミングアップ、ダッシュレーンの設定について、競技者に周知の通告を行う。
文例5 「お知らせいたします。メインプールでのウォーミングアップは□時□分までといたします。また、□時□分になりましたら、第□レーン・第□レーンをダッシュレーンといたします。あらかじめご承知おきください」
文例6 「□時□分になりました。ただ今より第□レーン・第□レーンはダッシュレーンといたします」
文例7 「□時□分になりました。メインプールでのウォーミングアップを終了してください。選手の皆さんはお近くのプールサイドへ速やかにお上がりください」
- 5) リレー競技のオーダー変更について、競技者に周知の通告を行う。
文例8 「お知らせいたします。女子・男子・混合、4×（かける）□mフリー（メドレー）リレーのオーダー変更締め切り時間は、□時□分となっております。出場するチームは遅れないようにリゾリユーションデスク（場所の指定）に提出してください」
- 6) デッキシーディング種目の出場確認について、競技者の周知の通告を行う。
文例9 「お知らせいたします。女子・男子・混合、□m〇〇（距離泳法）のデッキシーディングの締め切り時間は、□時□分となっております。出場する選手（チーム）は遅れないようにリゾリユーションデスク（場所の指定）へ出場の申告を行ってください」
- 7) 競技結果等の発表方法について、競技者に周知の通告を行う。
文例10 「お知らせいたします。本大会のランキングは、選手入口と一般入口（場所の指定）の公式掲示板に掲示いたしますので、ご覧ください」
文例11 「お知らせいたします。デッキシーディング種目ならびにリレー競技オーダー変更後のスタートリストは、競技開始□分前までに発表いたします。公式掲示板（またはホームページなど場所の指定）に掲示いたしますので、ご確認ください」
- 8) 観客に対して、撮影許可、車の移動等、必要に応じて連絡する。

文例12 「お知らせいたします。本大会におきましては、カメラ（カメラ付携帯電話）・ビデオの撮影には撮影許可証が必要です。許可証の発行を受けて、撮影時には必ず見えるところに提示していただきますようお願いいたします」

文例13 「お車の移動をお願いいたします。『品川 555-な 2037』○○○（車種）の関係者の方（繰り返す）お車の移動をお願いいたします」

※ 品川ゴーゴゴ、なノニーレイサンナナと読む。

9) 気温・室温とプールの水温の測定結果を把握しておく。

b. 開会式の通告

1) 開会式当日は、実行委員会（競技進行）からその式次第原稿を受け取り、通告原稿を準備しておく。

2) 式で挨拶をいただく来賓等への連絡および呼称（肩書き、正確な氏名の読み方等）について、実行委員会（競技進行）と事前に打ち合わせておく。

3) 開会式の参加者に、準備を促す通告を行う。

文例14 「まもなく開会式が開始されます。競技役員は所定の場所にご整列ください」

c. 競技開始前の通告

1) プールコンディションの通告を行う。ウォーミングアップ終了後の競技役員入場前で会場内が静かなときに通告するのが望ましい。

文例15 「□時□分現在のプールコンディションを申し上げます。室温□度、室温□度、メインプール水温□度、水温□度でございます」（温度の数値は、繰り返して通告します）

通常、プールコンディションの通告は、少なくとも競技開始前と午後（目安として13時頃）の2回行うことが望ましい。

2) 競技役員の入場行進のない場合

文例16 「まもなく競技が開始されます。競技役員は所定の位置にお着きください」

3) 競技役員の入場行進のある場合

競技役員が整列した後、審判長（競技進行）の指示により入場の案内を行う。

文例17 「ただ今より、競技役員が入場いたします。拍手をもってお迎えください。本日（□日目）の競技会は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会ならびに○○○○（主管団体名）競技役員、（総勢）□□名により運営されます。競技が最後まで円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします。」

※ 2団体以上の場合は、□□名の前に『総勢』を入れる。

<入場が完了したことを見届けてから>

「審判長ならびに出発合図員を紹介いたします。審判長、○

○ ○○ (姓と名、敬称なし)、出発合図員、○○ ○○ (姓と名、敬称なし)」

d. 開会の通告

審判長（競技進行）の指示を受けて、開会の通告を行う。

文例18 「ただ今より、○○○○○大会（競技会の正式名称）（□日目・最終日）の競技を開始いたします」

※ 2日間開催の時は「最終日の」ではなく「2日目の」

e. プログラムの通告

1) 個人競技の場合のプログラム通告

ア. レーン紹介

文例19 「プログラム□番、女子・男子、□m○○（距離泳法）、□組のレーン順を申し上げます。

第1レーン ○○さん（君）△△（チーム）

第2レーン ○○さん（君）△△（チーム）

<以下 3、4 と続く>

第8レーン ○○さん（君）△△（チーム）

（なお、第□レーン、第□レーンは棄権いたします。）以上」

※1 「プログラムナンバー」とは言わず、「プログラム□番」と言う。

※2 「第」をつけて通告することにより、□レーンが聞き取りやすくなる。

※3 最後の「以上」は、通告終了を告げる意味がある。

※4 棄権者がいる場合は、そのレーンは抜かして言う。

※5 同じ組に同姓がいる場合は、チームが異なっても姓と名を読み上げる。

※6 競技会の規模、状況等によっては、競技者の紹介でチーム名を省略する場合や、敬称なしでフルネームで紹介する場合もある。

※7 棄権者の通告は、競技会の規模、状況等によって省略してもかまわない。

イ. 競技会の規模、状況等によってはレーン紹介を省略して、プログラムのみ通告することもある。

文例20 「プログラム□番、女子・男子、□m○○（距離泳法）、□組の競技を行います」

同じ種目が続く場合

文例21 「同じく、□組の競技を行います」

競技終了後に新記録の樹立、失格者の決定を通告した後の次組の紹介は文例22による。

文例22 「続いて、□組の競技を行います」

組数が3組以上あるときの最終組の紹介は文例23による。

文例23 「最終組、□組の競技を行います」

※ 競技会によっては、「同じく」や「続いて」を省略する場合もある

る。

2) リレー競技の場合のプログラム通告

ア. 4×50m以上のリレー競技では、1組の紹介の後に、第1泳者の記録が新記録であった場合、新記録となる旨を通告する。2組以降は、この通告は省略してもよい。

イ. レーン紹介

文例24 「プログラム□番、女子・男子・混合、4×(かける)□m フリー(メドレー)リレー(距離泳法)、□組のレーン順ならびにオーダーを申し上げます。

□歳区分

第1レーン △△チーム(チーム名)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)。

第2レーン △△チーム(チーム名)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)。

<以下 3、4と続く>

第8レーン △△チーム(チーム名)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)、○○さん(君)。

なお、この種目の第1泳者□mにおきまして、新記録の場合、正式時間として発表いたします。以上」

※1 競技者名は、オーダーの順に言う。

※2 メンバーの○○は姓のみでよいが、同じチームに同姓のいる場合は、姓と名を読み上げる。

※3 敬称なし・フルネームで紹介することもある。

※4 ひとつの組に複数の年齢区分のチームが入っている場合は、年齢区分の変わるレーンとレーンの間で「□歳区分」と通告する。

※5 チーム名のみ通告し、競技者のオーダーを省略することもある。

ウ. レーン紹介を省略する場合

文例25 「プログラム□番、女子・男子・混合、4×(かける)□m フリー(メドレー)リレー(距離泳法)、□組の競技を行います。

なお、この種目の第1泳者□mにおきまして、新記録の場合、正式時間として発表いたします。以上」

3) 棄権者が多く出たことにより、2つ以上の組を同時に実施する場合、再組み合わせのレーン順の発表およびその説明を通告する。

文例26 「プログラム□番、女子・男子・混合、□m○○(距離泳法)の競技を行います。なお、棄権者が出ましたため、1組を削除し、2組より行います。

1組第□レーン○○さん(君) △△チーム(チーム名)は、第□レーンに、第□レーン○○さん(君) △△チーム(チーム名)は、第□レーンに入ります。以上」

※ 組み替えの場合は、レーン紹介を行わない場合でも移動紹介を

行う。その際、棄権者通告は省略してよい。

f. 競技中の通告

- 1) 200m以上の種目については、1位で折り返した泳者の途中時間を100mごとに通告する。

文例27 「□mにおける途中時間、第□レーン○○さん(君)△△(チーム)、□分□秒□□、□分□秒□□」(時間は繰り返す)

※1 200m以降、同じ泳者がラップを取ったときは、チーム名を省略する。

※2 1人で100m以上を泳がない種目の途中時間は通告しない。

- 2) 4×50m以上のリレー競技において第1泳者が新記録を樹立した場合は、順位にかかわらず樹立者全員を正式時間として通告する。
- 3) 途中時間の通告は、折り返し25m以内に完了することが望ましい。
※ 途中時間の通告は、審判長の判断により省略することもある。

g. 競技中のその他の通告

- 1) 基本的に、競技中の通告は極力避ける。やむを得ず通告する場合は、競技会の雰囲気を壊さないように配慮しながら行う。

- 2) 世界記録挑戦を通告する場合

文例28 「ただ今第□レーンを泳ぎます○○さん(君)△△(チーム)は、□歳区分の世界記録□分□秒□□に挑戦中です。皆様ご声援ください」

- 3) 世界記録がない種目に初めて出場する場合

文例29 「ただ今第□レーンを泳ぎます○○さん(君)△△(チーム)は、まだ世界で記録のない種目に挑戦中です。皆様ご声援ください」

- 4) 競技者等の呼び出しを行う場合

文例30 「選手のお呼び出しをいたします。新記録の表彰を行いますので(呼び出しの理由)、△△(チーム)の○○さん(君)、△△(チーム)の○○さん(君)、至急、大会本部席(場所の指定)までお越しください」

※ 競技者以外のチーム関係者等をお呼び出す場合は、「競技中ではございますが」と前置きを加える。

文例31 「競技中ではございますが、お呼び出しをいたします。△△チームの責任者の方、至急、大会本部席(場所の指定)までお越しください」

※ この場合、理由を通告する必要はない。

- 5) 招集の案内を通告する場合

文例32 「招集のお知らせをいたします。プログラム□番、女子・男子、□m○○(距離泳法)に出場する選手は、招集所にお集まりください」

文例33 「招集のお知らせをいたします。プログラム□番、女子・男子・混合、4×(かける)□mフリー(メドレー)リレー(距

離泳法)に出場するチームは、4名揃って招集所にお集まり
ください」

h. 競技終了後の通告

- 1) 競技が終了し、世界記録・日本記録の樹立が明確になったときは、競技進行の指示に従い(審判長の許可を得て)、次のような通告を行う。なお、公式大会では文例34を比較的多く用いる。

文例34 「新記録のお知らせをいたします。ただ今第□レーンを泳ぎました○○さん(君)、△△(チーム)の記録□分□秒□□は、□歳区分の世界(日本)新記録でございます」

文例35 「新記録のお知らせをいたします。ただ今第□レーンを泳ぎました○○さん(君)、△△(チーム)の記録□分□秒□□は、□歳区分の世界新記録でございます。現在、この種目に世界記録がありません。よって、本記録をもって世界水泳連盟に申請いたします」

- ※1 樹立された記録は、「世界記録」「日本記録」であるが、通告ではあえて「世界新記録」「日本新記録」と言う。なお、現行の記録と同記録の場合は、「世界タイ記録」「日本タイ記録」と言う。
 - ※2 慣例として「ニホン」といい、「ニッポン」とは言わない。
 - ※3 新記録の通告は、雰囲気盛り上げるために、その組の競技成立を待たずに新記録樹立者(チーム)だけの成立(レーン成立)確認で行うようにする。
- 2) 同様に、大会新記録が樹立されたときも、大会の雰囲気を盛り上げるために通告する。

文例36 「新記録のお知らせをいたします。ただ今□歳区分第□レーンを泳ぎました○○さん(君)、△△(チーム)は、□分□秒□□の本大会新記録を樹立いたしました」
 - 3) 一組の競技で、複数の競技者(またはチーム)が、新記録を樹立した場合は、並列して、該当者全員の記録樹立を通告する。

文例37 「新記録のお知らせをいたします。ただ今□歳区分第□レーンを泳ぎました○○さん(君)、△△(チーム)は、□分□秒□□の、□歳区分第□レーンを泳ぎました○○さん(君)、△△(チーム)は、□分□秒□□の本大会新記録を樹立いたしました」
 - 4) 大会新記録の発表は、競技会の規模や競技時間を考慮して、どこまで発表するかを、あらかじめ実行委員会(競技進行)と連絡し決定しておく。

※ 電光表示板が設置されている競技会では、電光表示板での発表をもって大会新記録の発表とし、通告を省略することもある。
 - 5) 泳法審判員・折返監察員・記録員等の協議で結果の発表が遅れているときの通告は例文38による。

- 文例38 「しばらくお待ちください」
- 6) 失格のあった場合は、レーン番号・競技者名・チーム・違反内容を、必ず発表する。

文例39 「ただ今、第□レーンの○○さん(君)、△△(チーム)は、◇◇(違反の内容)に違反がありましたため、失格となりました。以上」

次の競技開始前に通告することを基本とするが、競技会の規模、状況等によっては以降の競技中に通告する場合がある。

文例40 「先ほど、□組、第□レーンの○○さん(君)、△△(チーム)は、◇◇(違反の内容)に違反がありましたため、失格となりました。以上」

※1 違反内容の例示

- スタート
- 15mの距離制限
- 泳法
- 折り返し(違反のあった泳法、距離を入れてもよい)
- ゴールタッチ
- 途中棄権
- 第□泳者から第□泳者への引き継ぎ
- 組(レーン)間違い
- オーダーに誤り(違い)
- 泳法の順序に誤り
- インターフェア行為
- レーンの逸脱
- 競技規則に違反

※2 「泳法」の違反には、折り返し前・後の泳法違反が含まれている。

※3 個人メドレーの違反の場合は、「平泳ぎの泳法」「バタフライの折り返し」「背泳ぎのゴールタッチ」などと違反の内容を添えて言う。

※4 リレーの場合は、「第□泳者の◇◇(違反の内容)に」と言う。

文例41 「ただ今、第□レーンの△△チームは第□泳者の◇◇(違反の内容)に違反がありましたため、失格となりました。以上」

※ リレー競技の第1泳者に違反がなく、その記録が新記録の場合、そのチームに違反があり失格となっても、第1泳者の新記録で通告する。

i. 表彰式の通告

- 1) 国際的な競技会の表彰式は、外国語の通告も併せて行う。
 - 2) メダル・賞状、記念品等の授与者の紹介方法については、事前に実行委員会(競技進行)と打ち合わせておく。
- 特に、表彰者の役職肩書き、氏名の読み方等については、正確を期

し、失礼のないようにする。

3) 表彰式の入場

文例42 「ただ今より、世界新記録(日本新記録)の表彰を行います」
＜この通告で入場し、移動中に次の紹介をする＞

「世界新記録証(日本新記録証)ならびに(メダル・)記念品は、△△△△△(役職)○○ ○○(姓と名)より贈られます」

※ 表彰者が、主催団体側の役職にある場合は、役職・氏名の順に紹介する。敬称は付けない。来賓の場合は役職・氏名の順に紹介し、性別に関わらず「様」の敬称を付ける。

例 △△△会社代表取締役(役職)○○○○様(姓と名)より

4) 表彰

文例43 「女子・男子・混合、□m○○(距離泳法)○○さん(君)、△△(チーム)時間□分□秒□□ この記録は、□歳区分の世界(日本)新記録でございます」

文例44 「女子・男子・混合、□m○○(距離泳法)□歳区分で世界記録を樹立(日本記録を樹立)いたしました○○さん(君)、△△(チーム)の栄誉を称え、世界新記録証(日本新記録証)ならびに(メダル・)記念品が贈られます」

※ 通常の場合は、文例44を用いることが多い。

＜世界記録のない種目に出場された方の表彰の場合＞

文例45 「ただ今より表彰を行います。表彰は△△△△△(役職)○○○○(姓と名)より行われます。

女子・男子・混合、□m○○(距離泳法)○○さん(君)、△△(チーム)、時間□分□秒□□この記録は、□歳区分の世界記録に相当する記録でございます。

現在この種目には世界記録がありません。よって、本記録をもって世界水泳連盟に申請いたします」

文例46 「(おめでとうございます。)皆様今一度大きな拍手をお贈りください」

※1 台上で世界新記録証(日本新記録証)、記念品の授与が終わったタイミングで文例47を通告する。

※2 表彰者の動きを見ながら、通告のタイミングを合わせることが重要である。

表彰の終了

文例47 「以上で表彰を終わります」

j. 競技終了の通告

1) 競技会最終の競技

文例48 「今大会(□日目)の最終競技、プログラム□番、女子・男子・混合、□m○○(距離泳法)の競技を行います」

2) 全競技の終了

文例49 「以上をもちまして、○○○○○○競技大会(大会正式名称) 全て(□日目)の競技を終了いたします。競技役員が退場いたします。拍手をもってお送りください」

※1 午前と午後に競技が分かれている場合は、午前の競技終了の通告後、午後の競技の開始予定時間を通告する。

※2 この通告は、結果の発表、表彰等、全ての終了を確認してから行う。

k. 閉会式の通告

1) 閉会式の予告

文例50 「このあと、□時□分より、閉会式を行います。準備のため、しばらくお待ちください」

2) 閉会式の招集

文例51 「まもなく閉会式が開始されます。参加選手はプールサイドに、競技役員は所定の場所にご整列ください」

3) 閉会式の通告内容は、実行委員会(競技進行)と打ち合わせた原稿を用意する。

l. その他

1) 呼称の統一

ア. 「1分02秒34」または「1分00秒00」と記入されていても、それぞれ「1分2秒34」、「1分0秒00」と読み上げる。

イ. 「0」は、「れい」と読む(「ゼロ」とは読まない)。

ウ. 「途中時間」といって「途中計時」とは言わない。

エ. 表彰時におけるチームの通告の際は、「△△スイミングクラブ」「フィットネスクラブ△△」等の正式名称を調べ、正式名で読み上げる。ただし、競技会運営の面から「△△SC」「FC△△」と読み上げる場合もある。

オ. 競技者名とチーム名は、常に一体のものである。競技者名を通告するときは、必ずチーム名を続けて言う(レーン紹介でチーム名を省略する場合を除く)。

2) 審判長がホイッスルを吹いた後、観客の声援等でスタートがやりにくい場合、審判長の指示により、観客に対し、静粛にするよう協力依頼をする。

文例52 「審判長の笛がなりましたら、お静かに願います」

3) 泳者がゴール前15mに近づいたときは、極力通告を避ける。

カ. 留意事項

a. 水泳の普及のためにも大会の雰囲気盛り上げるためにも、ある程度サービシ的な通告も行うべきであるが、その際、どの範囲で行うかを、事前に実行委員会(競技進行)と打ち合わせておき、そのときの状況判断を適切に行う。

b. 競技進行から指示された招集の案内、会場案内等の連絡事項の通告については、競技の進行を妨げないような状況のときに行う。また、目的を

明確にするために「招集のお知らせをいたします」、「お知らせいたします」、「会場の皆様をお願いいたします」などの一文を入れて通告する。通常本文は2回繰り返すことが望ましいが、競技の進行状況や大会の雰囲気によっては1回のみでもよい。

- c. 審判長の競技開始のホイッスルから、出発の合図が発せられるまでの間は、緊急かつやむを得ない場合を除いて、通告を行ってはならない。1会場2面（両側スタートを含む）で競技会を開催する場合は、特に配慮を要する。
- d. 開催地による通告の違和感をなくすために、できるだけ定型文例を使用して通告することが望ましい。ただし、競技に関すること以外の通告（観客への案内や注意等）については、雰囲気を壊さない程度に変更してもよい。
- e. 災害等、緊急時における通告原稿も準備しておく。
- f. 通告の善し悪しは、競技会の雰囲気を大きく左右する。観客ならびに競技者に対する直接的なサービス窓口でもあることを自覚し、常に研さんを積み、より質の高い通告を追究しなければならない。

⑮ リゾリレーションデスク

ア. 任務

競技者、チーム責任者等に対する窓口となる。

- a. 「リレーオーダー変更届」を受け付ける。
- b. 「違反内容問い合わせ用紙」を受け付ける。
- c. 「抗議書」を受け付ける。
- d. 「出場申告用紙」を受け付ける。
- e. デッキシーディングの申告を受け付ける。
- f. 「棄権届出用紙」を受け付ける。
- g. 「プログラム訂正用紙」を受け付ける。

※ リゾリレーションデスクを配置しない場合は招集所や大会受付など競技会で別に定める窓口でこれらの任務にあたる。

イ. 編成

- a. 2～3名
- b. 審判長がリゾリレーションを兼任することが望ましい。兼任できない場合は、受付対応ができる競技役員を2～3名配置する。

ウ. 位置

- a. サブプールから招集所に向かう動線上など、競技者やチーム責任者等から分かりやすい場所にデスクを配置する。
- b. 審判長および記録員に連絡しやすい場所が望ましい。

エ. 留意事項

- a. リゾリレーションデスクでは様々な問い合わせに対応しなければならないが、判断できないことを臆測で話すことのないよう注意する。
- b. 審判長がデスクに不在の場合、テーピングや障がいの申請の判断に関する事項は必ず審判長の確認を受けること。

c. 各種書式、文具など必要備品をデスクに備えておくこと。

⑩ 場内司令（会場係）

ア. 任務

- a. 競技会の運営に必要な物品等の準備・管理を行う。
- b. 競技会における関連部署、主に会場係、競技役員係、報道担当係、速報員などと連携を密にし、競技運営を周辺より支える。
- c. 関連部署との連絡・調整に当たるとともに、得た情報を実行委員会に報告する。
- d. 開場入場時に選手・チーム責任者等の案内・誘導を行う。
- e. 観客席のみならず、練習会場、駐車場、プールの内外などを巡回し、安全確保や情報入手に努める。
- f. ADカードで会場を制限する場合は、必要に応じて人員を配置し、適正に制限されているか管理する。
- g. 競技役員への伝達および連絡等に当たる。
- h. 観客、選手、チーム責任者、コーチの状況を把握し、逐次実行委員会に報告する。

イ. 編成

主任を含め1～3名とする。

ウ. 留意事項

- a. 競技場内外において事故があった場合は、実行委員会の指示を受け、関連部署に連絡・伝達を速やかに行う。
- b. 一般の観客への対応については、主催団体側の窓口であることを認識し、その言動には十分配慮すること。
- c. 競技場内において不審な行動をとっている者がいないかを確認し、発見した場合は適切に対応する。

⑪ 報道担当

ア. 任務

報道関係者の窓口となり、競技会の運営・進行に支障をきたさない範囲で、取材へ協力し、便宜を図る。

イ. 編成

2～3名とする。

ウ. 位置

実行委員会・大会総務ならびに、報道関係者との連絡の取りやすい場所に位置する。

エ. 手順

- a. 競技会に先立ち、報道関係者と主に次の事項について打ち合わせを行い、徹底させる。
 - 1) 取材内容としては、次のようなことが考えられる。
 - ア. 開・閉会式、表彰式、チーム責任者・コーチ・来賓等の取材
 - イ. 競技中の取材（新聞・雑誌等の記者取材、写真撮影、テレビインタビュー）

- ウ. 競技終了後の取材（新聞・雑誌等の記者取材、写真撮影、テレビインタビュー）
 - 2) 報道関係者の席や必要な場所について打ち合わせる。
 - ア. テレビ関係は、カメラの位置・操作員・場外での車・その他
 - イ. さらに放送関係については、アナウンサー、解説者の放送席を設けるかどうかについても打ち合わせる。
 - ウ. 記者席及び撮影ポジションを設ける。
 - ※1 カメラについては、プールサイドの区域および範囲を明確にし、取材活動にあたる人数、要領等を確認しておく。
 - ※2 観客席を使用する場合もあるので、実行委員会ともよく打ち合わせを行い、観客に迷惑をかけないようにする。
 - 3) インタビューについて

インタビューを許可する場合には、場所をあらかじめ決めておき、その場所へ選手を誘導する。場所を決めるにあたっては、選手の動線や取材のしやすさを考慮する。プールのスタート台や役員席の付近はできるかぎり避ける。

テレビの場合でも、別にインタビュー席を設け、そこへカメラを設置し、インタビューするように依頼する。
 - 4) 立ち入り禁止区域について
 - ア. 大会運営上、指定した禁止区域については、厳格に守ってもらう。
 - イ. 開会式、表彰式、閉会式等についても、カメラエリアを決めておく。
 - ウ. 折り返し側での撮影を許可する場合は、競技運営の妨げにならない場所を指定する。
 - 5) 競技会場への入場・退場の方法についても、あらかじめ決めておく。
 - b. 競技会の競技記録はできるだけ早く配布し、報道関係者に便宜を図る。
- オ. 留意事項
- a. 水泳競技の普及のためには、報道関係者の協力が重要であることを踏まえ、できる限りの便宜を図るようにすべきである。
 - b. ただし、競技運営の妨げになったり、選手に過度の負担を強いたりするような取材は控えるように調整することも大事な役割である。
 - c. 報道関係者には、競技の進行を乱すような行為のないように、協力を要請する。
 - d. 報道担当員は、競技役員というよりも、実行委員会としての性格を持っているので、実行委員会との連絡を密にする必要がある。
 - e. 明らかに報道関係者であることが判別できるような、ビブスや AD カードを準備しておくこと。
 - f. 特に写真撮影に関する規制は、実行委員会と十分な検討を行い、実施する。

⑱ 救護

ア. 任務

- a. 競技者をはじめ、競技会に参加する全ての者の不測の傷病発生に対し、応急措置を行う。
- b. 応急措置ですまされないと判断したときは、近隣の救急病院・医院への移送の手配を行う。
- c. 処置した内容について記録し、実行委員会に報告する。

イ. 編成

競技役員資格の有無を問わず、救急についての知識・経験のある者を1名以上充てる。医師または看護師であることが望ましい。

ウ. 待機位置

競技場内が見やすい場所に救護員席を設ける。また、ベッドおよび最低限の医薬品および衛生材料を揃えた救護室を、別途設置することが望ましく、救護室および救護員席には誰にでも分かるように、文字またはマークをもって「救護」の表示を行う。また、救護員は救護員席または救護室に待機する。

エ. 留意事項

- a. 応急処置ですまされない場合を考え、次の事前準備を図ること。
 - 1) 競技場の施設担当者への協力依頼
 - 2) 救急車要請の手順の確認及び競技場内の移送順路などを確認
 - 3) 近隣の救急病院・医院等の所在地の確認
- b. 応急処置以上の診察行為を行わないこと。
- c. 応急処置および移送にあたっては、傷病者の関係者（家族・チーム責任者などの18歳以上の成人）の同席・同行を求めること。
- d. 傷病者のプライバシーを尊重し、関係者以外の者の同席を排除すること。
- e. 応急処置に必要な最低限の医薬品および衛生材料を常備しておくこと。
- f. 会場内には監視員（ライフガード）が配置されており、救護担当者はライフガードと連携を取ることが求められる。
- g. 大規模災害発生時を想定して競技場内の避難経路を事前に確認し、実際に発生した場合には自己の安全を確保しつつ、実行委員会と相談しながら競技者、観客、関係者の安全な非難に努めること。
- h. 感染症流行時の対応
飛沫および空気感染により伝搬する感染症の流行が懸念される場合、流行状況に合わせて下記の事項を参考に、実行委員会に対して医学的見地からの助言を行う。
 - 1) 大会開催の可否
 - 2) 開催時の出場者制限の有無
 - 3) 開催時の観客の制限の有無
 - 4) 競技スケジュールの変更の必要性
 - 5) 発熱などの有症状者に対するマニュアル策定
 - 6) 競技者同士および競技者と競技者以外の接触を避ける動線策定
 - 7) 手指消毒用アルコールなど必要物品の準備
 - 8) 救護員対応時間の変更について
 - 9) その他安全な競技会開催に必要と思われること

⑲ 競技会における監視救護

全ての公式・公認競技会主催団体は、大会の開催にあたり次の有資格者の常駐・監視員（以下「ライフガード」という。）の配置およびAEDを設置すること。

ア. 競技会における有資格者とは

- a. 水泳コーチ、水泳教師、水泳指導員資格、日本赤十字社の救急法・水上安全法資格、日本ライフセービング協会のベーシック・サーフライフセーバー、プールライフガード（アドバンス資格・指導員資格を含む）の資格を持ち、事故発生時に救助の指示および救命等に対応できる者。
- b. この有資格者が競技役員および大会役員等の役職に就くことは差し支えない。
- c. ライフガードにあたる者が有資格者である場合は、別にこの有資格者を置く必要はない。

イ. 競技会におけるライフガードとは

- a. 緊急時に対応できる泳力・技術を兼ね備えている者（特に資格は定めない）。
- b. ライフガードの役務にあたっている間は、他の役職を兼務しないこと（競技役員および補助役員もその間専従であれば従事しても差し支えない）。なお、ライフガードの役職に就く者は、救助法などについて講習会などを定期的受講し、研鑽を積んでいることが望ましい。

ウ. 競技会におけるライフガードの人数

- a. メインプール
 - 1) 50mプールは、2名以上。
 - 2) 25mプールは、1名以上。
- b. サブプール（練習用プール）
 - 1) 1名以上。
 - 2) 50mプールは、2名以上が望ましい。

エ. 競技会におけるライフガードの活動

- a. 競技中のメインプールでは、審判長または進行の指示により活動する。
- b. 練習中のサブプールでは、状況に応じ活動する。
- c. 競技によっては、救命の際など、緊急性が高く、審判長からの指示を待つ猶予がない場合には、救護担当者の判断で対応を開始する。
- d. 審判長、進行、その他競技会役員および救護担当者と迅速に連携するために、トランシーバーなどの通信機器を用いるのが望ましい。

オ. 競技会における救護体制

- a. 医師または看護師を参加者の入場より競技終了まで常駐させることが望ましい。
- b. 医師または看護師の有無に係わらず救急体制（競技場の施設担当者への協力依頼・救急車要請の手順の確認・近隣の救急病院等の所在地確認等）を整備しておくこと。

カ. 監視救護体制の公表

競技会における有資格者を監視救護担当とし、氏名あるいは団体名をプログ

ラム等を通じて公表すること。

⑳ その他の係

競技会の規模や状況によって、次の役職をおく。

表彰係・会場係・受付係・役員係・連絡係 等

任務については、実行委員会・審判長の指示に従う。

7. 競技規則の要点

World Aquatics 競技会規定より (WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION)

(1) エイジ・グループ (VIII.3.1.1、3.1.2)

「4. 競技会の主催 (2) 年齢区分」参照。

(2) 年齢決定日 (VIII.3.1.3)

「4. 競技会の主催 (2) 年齢区分」参照。

(3) 種目 (VIII.3.2.1、3.2.2)

「4. 競技会の主催 (3) 公認種目」参照。

(4) マスターズスイミング・テクニカル・ルール (VIII.3)

- ① 競技者が一人だけで泳ぐことを防ぎ、かつ競技レーンを満たすために、年齢区分および性別は組み合わせられることがある。(VIII.3.3.1)
 - ② 前向きのスタート（背泳ぎのスタートを除く）は、スタート台、プールデッキ、水中のいずれからでも行える。審判長の長い笛の合図でスタート台（またはプールデッキ）に上がってから姿勢は、スタート台の前縁に少なくとも一方の足の指をかける。(VIII.3.3.2)
 - ③ マスターズ競泳種目は、全てタイムレース決勝とする。(VIII.3.3.3)
※ 同記録は全て同着として着順の判定は行わない。また、予選・準決勝・決勝も行わない。
 - ④ 競技者は、他の競技者が競技中であっても審判員にプールから出ることを指示されるまでは、自分のレーンにとどまることができる。(VIII.3.3.4)
 - ⑤ 400m、800m、1500m自由形については、同性の2名の競技者を同一レーンで泳がせてもよいものとする。ただし、各競技者について別々に時間の計測を要す。(VIII.3.3.5)
 - ⑥ ウォーミングアップは、管理、監督されて行われなければならない。(VIII.3.3.6)
 - ⑦ 一かきに一回の平泳ぎの足の動作をバタフライで使用できる。折り返しおよびゴールタッチの直前は、一かきを行わずに一回の平泳ぎの足の蹴りを行うことができる。また、スタートおよび折り返し後の一かき目の前も、一回の平泳ぎの足の蹴りができる。(VIII.3.3.7)
 - ⑧ 失格になった競技者の理由（失格コード）をリザルトで発表しなければならない。(VIII.3.3.8)
- ### (5) リレー (VIII.3.4)
- ① リレーは、同一チームに登録する4名の競技者でチームを構成するものとする。一人の競技者が2つ以上のチームを代表してはならない。(VIII.3.4.1)
 - ② 混合リレー（男女各2名）において競技者の順序は自由に決定できる。(VIII.3.4.2)
- ### (6) 記録 (VIII.3.5)
- ① 全種目の世界記録は、1/100秒までを正式な時間として記録する。世界記録は、全自動装置で計測された記録が認められる。(VIII.3.5.1)
 - ② 世界記録が樹立されたときは、所定の申請者で競技終了の日から60日以内にWorld Aquaticsへ申請しなければならない。(VIII.3.5.2)
 - ③ 世界記録はマスターズ大会で樹立された記録だけが認められる。(VIII.3.5.3)
 - ④ 混合リレーの第1泳者の記録は、世界記録に認められる。(VIII.3.5.4)

8. 記録

(1) 記録の公認

公式・公認競技会における記録の公認は本協会が行う。

- ① 競技会で出された記録は、主催団体からの報告をもって公認される。主催団体は競技会終了後、1週間以内に本協会所定の方法により本協会へ報告しなければならない。
- ② 1月から12月までに行われた公式・公認競技会の全ての記録を集計し、年間50傑ランキングを発表する。同年において同競技者（同リレーチーム）が同種目（リレー競技は同オーダーの場合）に出場した場合は、最高記録のみが対象となる。

(2) 新記録の公認

① 日本記録

- ア. 各年の1月1日と7月1日（年2回）に更新する。
- イ. 最新の記録をしのぐ記録または同記録が樹立されたときは、全て日本記録（日本タイ記録）とする。競技会においては即時に通告（発表）することができる。
- ウ. World Aquatics が承認した水着を着用した競技者が樹立した記録のみが認められる。
- エ. 公認競技会で日本記録（日本タイ記録）が樹立された場合、主催団体は、競技会終了後1週間以内に本協会所定の方法により本協会へ報告しなければならない。
- オ. 1月から6月末、7月から12月末の新記録の中で最も速い記録が次の日本記録となる。同記録が複数の競技者により樹立された場合は、全員が記録保持者となる。
- カ. 日本記録（日本タイ記録）を樹立した競技者は、生年月日を証明する書類（住民票・パスポート・マイナンバーカードおよび自動車運転免許証のコピー）を提出しなければならない。

② 世界記録

- ア. 世界記録の公認はWorld Aquaticsが行う。各国からの申請をもとに、60日間その記録をしのぐ記録の申請がないときに世界記録として公認される。
- イ. World Aquatics マスターズ水泳規則により、個人種目の18歳区分、25m種目、4×25mリレー種目およびリレーチームに25歳未満の泳者がいる場合は世界記録の対象にならない。
- ウ. 国内では、World Aquatics が発表する記録を各年の1月1日と7月1日（年2回）に取りまとめ、この時点の記録をしのぐ記録または同記録が樹立されたときは、全て世界記録（世界タイ記録）とする。競技会においては即時に通告（発表）することができる。
- エ. World Aquatics が承認した水着を着用した競技者が樹立した記録のみが認められる。
- オ. 全自動装置（装置の故障の場合、バックアップの半自動装置でも可）で計測された記録のみが認められる。

- カ. 公認競技会で世界記録（世界タイ記録）が樹立された場合、主催団体は、競技会終了後直ちに本協会所定の方法により本協会へ報告しなければならない。
- キ. World Aquatics への申請は、公認プールで樹立された記録のみが対象となる。
- ク. 世界記録（世界タイ記録）を樹立した競技者は、生年月日を証明する書類（住民票またはパスポートのコピー）を提出しなければならない。

9. 抗議 ※ 競技規則第 16 条による

- (1) 失格の内容等について疑義がある場合、チーム責任者は、事象発生（ランキング発表）後 30 分以内に審判長に対して抗議をすることができる。抗議を行う際には、預かり金として 50,000 円を添えて本協会規定の抗議書（資料③）をリゾリューションデスクに提出する。
- (2) 抗議としてではなく、失格内容についての質問（問い合わせ）を行う場合は、リゾリューションデスクに申し出る。問い合わせは、競技者本人が行える。
- (3) 所定の抗議書（資料③）による抗議があった場合、審判長が、抗議内容を検討する。抗議を受理した場合は、失格は取り消される。抗議を棄却する場合は審判長がその理由を説明する。失格内容に対する質問があった場合も、審判長がその理由を説明する。
- (4) 審判長の説明に納得した場合、抗議は終了し、預かり金は本協会（主催団体）に徴収される。質問についても終了となる。
- (5) 審判長の説明によっても疑義が解消しない場合、チーム責任者は上訴することができる。上訴する場合は抗議書（資料③）に必要事項を記入の上、リゾリューションデスクに再度提出する。
- (6) 質問として問い合わせたが、審判長による理由の説明に納得できない場合、事象発生（ランキング発表）後 30 分以内であれば、この時点で上記（1）と同様の手順により抗議できる。
- (7) 上記（5）および（6）の段階から抗議は上訴扱いとなり、大会総務により裁定が行われる。
- (8) 裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合、失格は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本協会（主催団体）に徴収される。
- (9) 預かり金 50,000 円は、すべての本協会公式・公認競技会において適用される。
- (10) 審判長ならびに大会総務による裁定にあたり、チーム等により撮影された映像や画像を審議の資料として採用することはできない。

10. 出場申告

下記の事項に該当する競技者は、出場種目開始予定時間の1時間前までにリゾリユーションデスクに申告が必要である。

- (1) テープ等をする競技者
 - ① 認められるテープは、競技規則第15条4項による。
 - ② 競技者は、実際に泳ぐ際のテープを施した状態で審判長の確認を受ける。
 - ③ 審判長は、申告されたテープが競技規則第15条4項を順守しているかを確認し、許可・不許可の判断を行う。
- (2) 障がいの認定を受けていて競技規則違反になる可能性のある競技者
 - ① 審判長の判断のもと障がいのある部位について競技規則違反を免除する。確認時には、診断書や障がい者手帳の提示を求めることがある。
 - ② 傷病によるものは許可しない。
- (3) 出場に介助が必要な競技者
 - ① 原則として、競技役員による競技者への介助・補助は行わない。介助・補助が必要な競技者は自身で帯同する。
 - ② 介助者は、招集所からスタート席まで帯同することができるが、スタートの介助（スタート台に上がる際に補助をすること、一緒に水中に入ること）はできない。
- (4) リレーの第2泳者以降が水中からスタートするリレーチーム
 - ① 第2泳者以降が申告なく水中からスタートした場合は、失格となる。
 - ② 新記録の公認にあたっては、第2泳者以降が水中からスタートした場合は認められない。
- (5) 世界記録挑戦時、レース中の挑戦コールを希望する競技者およびリレーチーム